



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	国民教育国家委員会の結成過程：臨時政府下の教育改革推進機関の設置をめざす全ロシア教員組合の闘争
Author(s)	所, 伸一
Citation	北海道大學教育學部紀要, 37, 129-158
Issue Date	1980-12
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/29228
Type	departmental bulletin paper
File Information	37_P129-158.pdf



国民教育国家委員会の結成過程

——臨時政府下の教育改革推進機関の設置を
めざす全ロシア教員組合の闘争——

所 伸 一

Организационный процесс Государственного комитета по народному
образованию: борьба Всероссийского учительского союза
за учреждение совещательного органа при
Временном правительстве

Синъяичи Токоро

は じ め に

本稿の論述対象である国民教育国家委員会にかんしては、これまでも幾度か論じられてきた。

そうした論者たちとは、つまり、ペーンドリコフ (1927 年)、ジェルヴァコーフ (1936 年)、メヂーンスキー (1947 年)* であり、カラリョーフ (1952 年、1958 年) 及びリハチョーフ (1975 年) である。当然ながら、本稿は、直接目を通しえなかったメヂーンスキーを除き、これら先人の成果を、事実発掘の点でも、事実解釈の点でも、吸収すべく努力する中から生れた。

ところでこの国家委員会にかんする従来の研究の歩みの中では、この委員会の階級的性格づけをめぐる二つの流れがあった。それは、臨時政府教育省 (ブルジョアジー) と、ソヴェト多数派・全ロシア教員組合など国民教育国家委員会設置の推進勢力 (小ブルジョアジー) との間の“対立”の解釈をめぐる生れた二派であった。

その一つは、この委員会を小ブルジョアの機関であるとする解釈で、時代的にはメヂーンスキーまでの主張がこれであった。今ひとつは、1952 年のカラリョーフ論文以後の立場であり、この委員会を「ブルジョアジーの、小ブルジョア民主主義派とのブロック」と規定するもの (カラリョーフ)、あるいは更に、教育省下のこの委員会の結成は「臨時政府の機構のブルジョアの革新の典型例」であり、農務省や食糧省の下の委員会と同様に、「その議長—臨時政府の大臣の意のままになる忠実な道具」となった (リハチョーフ) という、きびしい理解であった。

これらのうち前者、メヂーンスキーまで行われてきた理解の特徴は、筆者なりに要約するに、結局、“対立”の過大評価にあり、小ブルジョア民主主義派の動揺性と対ブルジョア接近の事実の見過ごしにあったのである。

今回の検討は、以上を念頭に置きつつ、従来吟味されていない全ロシア教員組合の活動、とくに 1917 年 8 月の全国大会を取り上げることによって、教育省と教員組合・国家委員会側との間の「対立」の経緯をより詳しく追跡することに重点を置いている。

* Е. Н. Медынский. История педагогики. М., Учпедгиз, 1947.

資料面では、第一次史料である『国民教育国家委員会会報』と『全ロシア教員組合通報』を欠きながらも、『人民教師』誌その他の定期刊行物や当事者の記録類に依拠することによってそれを補うべく努めた。(メデーンスキーをのぞき、ここで挙げた先行の論者たちの書名・論文名は、本論文末の註の中で示される。)

1. 協議機関設置に対する教育省の積極的対応

自らを組織し且つ教育改革を渴望する教師たちの行動の一つの結実点は、臨時政府・教育省の下での協議会(совещательная коллегия)設置の要求であった。^(補註1)

カデットの教育相マヌイロフ(Мануилов, А. А.)は上の要求に対し当初、大学改革における同じパターンの対応策を想定していた。すなわち、大臣じしんで社会諸団体の代表を「招致(приглашение)」して協議会を結成し、ここに検討・作成させた改革案を、次に省が立法化してゆくという方法であった¹⁾。まず、これらの展開を追っていこう。

教育省は4月22日、そのための第1回目の準備会議を省内で開いた。この会議(次官ゲラーシモフ(Герасимов, О. П.)の議長)には、著名な校外教育活動家パーニナ(Панина, С. В.)伯爵夫人(カデット)、科学アカデミー会員のオリデンブルグ(Ольденбург, С. Ф.)教授(カデット)らと、チャルノルースキー(Чарнолуский, В. И.)、ゲールド、シーシキンといった労兵ソヴェト、全ロシア教員組合、協同組合連合などの活動家が招かれた²⁾。

しかしここでは、大臣自身が諸代表を招き任命することによって教育省下に協議機関をつくるという方針は否定された³⁾。

そのためゲラーシモフは4月25日、社会団体の代表者の会議を招集した。ВУС委員長のゾロタリョーフの言葉によれば、この「代表者会議において、ВУС評議会が4月22日に作成した国民教育事業改革委員会の構成案がほとんど修正なしに採用された。」⁴⁾という。

こうして協議体「国民教育改革委員会(Комиссия по реформе народного образования)」の教育省下への設置が決まり、その代表構成でも省と社会団体は合意した。各団体では代表委員をそれぞれ選出して行った。

しかし教育省は学校改革のイニシャチヴを確保すべく、もう一つの手段を用意していた。すなわち、省は6月15日に学校改革大会(Съезд по реформе школы)の招集を計画したのだった(これも、筆者がかつて整理した、この期の高等教育改革の推進と同様の方法と思われる)。

5月9日のВУС評議会(執行機関)*はその大会対策をめぐり、「ВУСのイニシャチヴで招集された〔国民教育改革〕委員会に対立させるようにして教育省が〔大会を〕招集するのは何故か」と論議を開始した。

グレーヴィチは、「教育省が大会と委員会を対立させようとしている、とは証拠が不十分」だとし、「委員会の活動を、もし大会に提出されるのなら、その大会の方向づけの役割を果たすものとなるようにすべきだ」と述べた。これに対し協同組合活動家のシーシキンは、「委員会の活動の開始まで省が〔学校〕革新の作業を差し控えるよう、教育省に呼びかけよう」と社会団体サイドの強硬意見を展開した。これはゲールドとゾロタリョーフによって直ちに否定され

* 4月大会選出の18名のВУС評議員は次のとおり。

С. А. Золотарев, В. А. Герд, Я. Я. Гуревич, М. П. Лопатнев, И. Л. Цветков, Н. Н. Иорданский, Н. П. Румянцева, Я. И. Душечкин, В. А. Зеленко, Г. М. Соломин, В. П. Вахтеров, Н. Ф. Новожилов, А. К. Янсон, Н. В. Чехов, М. Д. Шишкин, А. П. Пинкевич, В. С. Докукин, Е. А. Автамонова. (См.: НУ, 1917, № 15-20, стр. 4-6; № 21-22, стр. 11)

た。一方ピンケーヴィチは、BYC 評議会が「教育省招集の大会を否定する態度を決めて、その決定を教員の中に広める」方向を提起した。これは、言わばブルジョアジーの土俵に乗ることを否定する BYC 内では最も左の見解に属しよう。だがこれは黙殺された。

結局、議長ゾロタリョーフはグレーヴィチの見解を取り入れて、我々の「焦眉の任務は改革委員会の活動の準備を進めること、その活動を、省の大会が必ず考慮に入れざるを得ない位に、意義の大きいものとして行くことである」、と評議会をしめくくった⁵⁾。

この日の BYC 評議会は、改革委員会への派遣委員 8 名を選出した⁶⁾。その中にはヴァーフテロフ (1853~1924)、エヌ・チェーホフ (1865~1947) といったナロードニキ系の長老教育学者や、これよりややリベラルに傾斜している教育評論家、ゲールドとグレーヴィチ (1869~1942) らが含まれていた。いずれもこの頃の教育分野の名士であった。

以上のごとく、この 5 月初めまでの教育改革をめざすイニシャチヴ争いにおいては、教育省側の攻勢と、教員組合側の守勢とが看取されるのである。

2. 社会団体による国家委員会設置の要求

発足した「国民教育改革委員会」の第一回目の会議は 5 月 17 日、教育省の建物で開かれた。だが、ここで早くも、教育政策のイニシャチヴをめぐる確執は、これまでと攻守ところを変えることになった。

まず、大臣マヌイロフがこの改革委員会への歓迎挨拶と共にその任務の概略を述べた。しかし、大臣に対する委員会代表チャルノルースキーの返答は、

——委員会は、その仕事の安定性と生産性が保証されるという条件の下ならば、実り多い活動を展開してゆける。「その条件は、教育省の下の全国的な国民教育委員会 (общегосударственный комитет) の、臨時政府による法的確認 (утверждение) である。」⁷⁾という、改革委員会を否定し、一段と拡大した要求を提示する声明であった。

これに対してマヌイロフは、自分は回答出来ない、「臨時政府に報告しなければならない」の旨を委員会に告げ、自らの代理として次官ゲラーシモフを残して退席した。けれどゲラーシモフも又、省がこの要求に応じることは殆んど不可能である。なぜなら、改革委員会という「一会合が、協議ではなく決定という、新たな機能を帯びる。これは日程外の問題である。」と理解していたのである⁸⁾。

この日は結局省側の回答は得られなかった。

全ロシア教員組合はただちにこの日、評議会を開き、新しい事態を論議した。出席の評議員の中にはグレーヴィチ、ゲールド、ゼレーンコ、チェーホフなど上述の改革委員として選出されている者の顔もあったが、議長ゾロタリョーフは、冒頭、教育省の改革委員会において、同委員会の国家委員会としての法制的承認の問題が提起されていることを報告した⁹⁾。

ところで確認しておきたいことは、国家委員会の設置—法制的承認という要求は、全ロシア教員組合によって提起されたものではないということである。教育相を前にして委員会の席でその要求を表明したのは、BYC 代表ならぬペトログラード・ソヴェト代表のチャルノルースキー (組合員) であり、この日の BYC 評議会に対して国家委員会の権能に関する提案を行ったのは、協同組合全ロシア大会評議会 (Совет всероссийских кооперативных съездов) 代表の国民教育改革委員のシーシキン (BYC 評議員) である。BYC は国民教育の国家委員会設置の共同提案を、言わば、呼び掛けられたのである。この点については後段でも触れる。

評議会内の論議にもどろう。国家委員会設置に対する慎重意見としては、『人民教師』誌上では唯一の、グレーヴィチの意見があった。それは、「4月7～9日の〔全ロシア教員〕大会は協議委員会を想定していた。この事に基づくなら、協同組合活動家たちの草案によれば明らかに大臣の権力を制限する筈の、そんな機関に委員会を変えるような事をめざすべきではあるまい。」と述べており、権力機構に深入りせずに教育省との協議会を設けるにとどまることを主張した。しかし評議会の大勢は国家委員会の設置に与し、種々の意見——「省に対するぎりぎりの線の詰め (крайные шаги) が必要」である (イオルダンスキー)、「この機関〔＝委員会〕の権限について、省と妥協の可能性がある」(ゲールド)、「教員組合の行動において単なる宣言性があるてはならない」(ゾロタリョーフ)の表明をみた後、評議会は、議長提案の決議「改革委員会の法制的承認を最後通牒として要求する」他を採択した。

次いで評議会は、協同組合活動家グループの名でシーシキンが提起した、国民教育国家委員会の権能に関する三つの命題、すなわち(1)委員会は国民教育領域における全国的プラン、指導原則及び全般的措置を検討し、(2)教育大臣はこれらの枠内において委員会との合意に基づいて行動すること並びに(3)委員会の会議において議長を務めること、これらを採択した¹⁰⁾。

こうして全ロシア教員組合は、教育省下の協議会設置の要求の段階から、教育大臣の行為を拘束する機関—国民教育国家委員会の設置要求の段階へとすすんだのである。換言すればそれは、臨時政府の教育政策の責任を分有する意志の表明であった。ВУС評議会をふくむこの頃の社会団体活動家たちの念頭には恐らく5月初めの「社会主義者大臣」、「同志の大臣」たちの臨時政府入閣—第一次連立内閣の成立があっただろう。ともあれ、国家委員会設置の行方を追跡しよう。

明けて5月18日大臣のマヌイロフは、改革委員会を欠席したが、次官グラージモフ宛の書簡において「私は、彼らの計画している全国的国民教育委員会という着想に対する私の態度を、そのような機関の設置法案が作成されてみて後に初めて明確にしうると考えている。」と述べるることにより、改革委員会に対して国家委員会設置法案の作成の機会を与えた¹¹⁾。

改革委員会は同日、チャルノルースキー、スヴェンチーツキー (Свентицкий, В. И.)、グレーヴィチ、シーシキン、チェーホフ、テル・アヴェチキヤン (Тер-Аветикян, С.) という、社会団体代表から成る起草委員会を選出し¹²⁾、この委員会が翌19日までに「国民教育国家委員会設置に関する臨時政府決定」の草案を編成した。改革委員会はこの設置決定案を同日採択し、教育相に提出して彼の態度を伺ったのである¹³⁾。

国家委員会の権能 (функция) に関する上の草案の内容は、われわれは今確認することが出来ないが、先に ВУС 評議会が採択した命題と同旨であることが推測しうる。

国家委員会の代表委員の構成は草案に依れば次の通りである。(丸囲数字は便宜上)

- | | |
|--|--------|
| ① 全ロシア労働者・兵士代表ソヴェト (結成以前は
ペトログラード・ソヴェトから) | …… 8名 |
| ② 全ロシア農民代表ソヴェト | …… 15名 |
| ③ 全ロシア協同組合大会評議会 | …… 8名 |
| ④ 全ロシア教員組合 | …… 15名 |
| ⑤ 国会執行委員会 | …… 1名 |
| ⑥ 全ロシアゼムストヴォ連合 | …… 4名 |
| ⑦ 全ロシア都市連合 | …… 4名 |

⑧ 大学教授組合 (Академический Союз) ^(補註2)	…… 4 名
⑨ 全ロシア学生組織	…… 1 名
⑩ 全ロシア労働組合組織	…… 4 名
⑪ 民族団体	…… 10 名
⑫ 教育省次官	…… 全員

このように 11 団体の代表合計 74 名と次官とから成る大規模な構成であったが、今これをこの 5 月の政治情勢に照して検討するならば、⑤、⑥、⑦、⑧ 及び ⑫ の設定は明らかにブルジョア層への割り当てであったが、この委員会は全体としては、民主主義派を自称する諸団体の代表且つ臨時政府との協調を辞さない諸党派の人物によって多数派を占めるべく構想されていたことが判るのである。

この国民教育国家委員会が、『人民教師』誌によれば¹⁴⁾、

全ロシア教員組合代表	…… 15 名
全ロシア農民ソヴェト代表	…… 15 名
労・兵ソヴェト代表	…… 8 名
全ロシア協同組合大会代表	…… 6 名
ゼムストヴォ連合代表	…… 4 名
都市連合代表	…… 4 名
大学教授組合代表	…… 4 名
国会執行委員会代表	…… 1 名

という構成で、直ちに結成されて活動を開始し、5 月 21～24 日の審議をもって第一期総会 (первая сессия) と称したのだった。

しかしながらマヌイロフは、改革委員会から提出をうけた国家委員会設置法案の内容に同意できず、自らの別案を作成した。つまり、委員構成の面では、学生代表を削除し、委員会の権能の面では、高等教育に関する問題をすべて除外して「独自手続」に付すというのがその主たる修正点であった¹⁵⁾。この後者の修正点は特に、われわれがかつて検討してきたこのカデット教育相の大学改革政策のすすめ方に照してみるなら、ブルジョアジーのセクト性の現われと言えらるだろう。

臨時政府は、6 月 2 日、教育相の提出した国民教育国家委員会の結成に関する法案を審議した後、この問題を政府の下での法制審議会の予備審査に付すことに決定した。この法制審議会¹⁶⁾ 送付されてきた設置法案に本質的修正を加えたのである。つまり、この国民教育委員会を“全国的委員会”から“臨時委員会”へと改名したうえ、“教育大臣下に”から“教育省内に”設置することに變更し、さらに、当時は貴族及びブルジョアジーからの種々の圧力のかかる団体として知られていた全ロシア父母委員会連合の代表を国民教育委員会構成員として追加したのであった¹⁷⁾。

BYC 評議員及び国民教育国家委員を務めたゼレーンコは後に、この間の事情に言及して、「[改革] 委員会は然るべき法案を作成し、大臣に手渡した。しかし、……、臨時政府内で 1 本の法案が 3 本 (改革委員会、教育相、臨時政府法制審議会の各法案) になったことを知った時、委員会の委員たちのそれは驚嘆したことである。」と記している¹⁸⁾。以上のような経過の中にわれわれが、ブルジョアジーの警戒性、セクト性、保守化を見出し、これに対して BYC 指導者・改革委員会委員たち小ブルジョア・インテリゲンツィアの軽信性、一種の無邪気なさまを見

出すとしても、それは不当ではあるまい。

国家委員会設置法案は、未だ臨時政府による承認を得ていなかった。ブルジョアジーはこの一線をゆずっていなかった。

国民教育国家委員会はその後、構成委員をふやしつつ、活動を継続していた。残されたその法制上の認知の問題が臨時政府と国家委員会・社会団体側の間の対決点であった。そのため国家委員会のチャルノルースキーは、第1回全ロシア労兵ソヴェト大会* (6月3日～24日) にペトログラード・ソヴェト代表として出席した。彼はその発言 (23日) の中で、国民教育国家委員会が「民主勢力の代表のごく親密な参加の下に教育省に仕事を」させるという要求に基づいて結成されたこと、その際農民ソヴェト、労兵ソヴェト、協同組合活動家の3者の代表によって国家委員会の活動プランと代表構成を決定したことを報告すると共に、その法的承認と諸活動に対する教育省の妨害を非難し、全国のソヴェト代表による国家委員会の承認と支持をうったえたのである²⁰⁾。

この発言を受けた全ロシア・ソヴェト大会は「国民教育に関する決議」を採択 (恐らく 23～24 日採択) してそれにこたえた。

決議はまず第一に、

「その構成からいって革命的民主主義勢力の意志の表現者である国民教育国家委員会を法律制定手続をとって早急に承認することが不可欠」

であることを確認し、連立政府内の「社会主義者大臣に対し大会は、国民教育国家委員会設置令を直ちに臨時政府に提出するよう要求」した。

その際ソヴェト大会は、大学改革に関する事項も又国家委員会の活動範囲に属することの指摘も行った。決議はさらに、

「教育省の政策は人民大衆の要求に、及び革命的変革によって生れた政治状況にまったく応じていない」

と宣言し、続けて

「国民教育の事業においては……今日に至るも国民学校視学官・学務部長及び省中央の事実上の管理者という、旧秩序の下僕どもが残っている」

ことを指摘して、教育省の中央と地方の人事更迭を要求した²¹⁾。

6月28日に開かれた国民教育国家委員会第三期総会では、第一日目に、ソヴェト大会による上記の支持決議に力を得た委員側がマヌイロフに詰め寄り、教育相が国家委員会設置に事実上の同意を表明した後、その態度を後退させ、設置令案の政府通過に対しても、委員会作成の諸法案の政府提出についても消極的であることを追及した。しかしマヌイロフは、彼が法制審議会における予備審議に故意に欠席し、設置令案の政府承認を間接的に阻む役割を果していることを穏さないばかりか、国家委員会は教育大臣の立場から言えば一協議機関〔諮問機関の訳語も可〕であるに過ぎず、委員会の決定は自身にとり義務ではないと公言し、さらに彼は、教育省を国家委員会の執行機関の如く利用することは認められない、と拒絶姿勢を明らかにしたのだった²²⁾。

* この大会には 1,090 人の代議員が出席した。党籍を明らかにした代議員 777 名のうちエスエルは 285 人 (36.7%), メンシェヴィキーは 248 人 (31.9%), ボリシェヴィキーは 105 人 (13.5%) だった。大会は 8 日、連立政府を「完全に信任」すること、「社会主義者大臣」は「民主勢力」の全国代表機関に責任を負うことを決議した¹⁹⁾。

こうして委員会とマヌイロフの交渉は決裂した。

われわれはカデットが、二月革命後資本家層はもちろん右は地主層からも支持を得て、急速に勢力を伸長し、ロシア・ブルジョアジーの総代表としての地位を占めてきたことを知っている²³⁾。そのカデットは今や国内政治における苦況（各地における農民運動の伸展，地方自治体選挙闘争におけるエスエル等の躍進と自党の不振，労働者・兵士の諸運動における革命派——ボリシェヴィキー，エスエル左派等——の進出など）の中で，危機を現実のものとして感じつつあった。指導者ミリュコフは，自由ロシアの将来は，協同や連立よりむしろソヴェトや諸委員会の封じこめに懸っていると考えていた²⁴⁾。

教育相マヌイロフも又，ミリュコフにごく近いグループのカデット中央委員として，そうした政治判断を共にしていた。地方のカデットの中にも危機感から，マヌイロフはソヴェト側改革派の手から学校管理を守り通すべきだという要求がこの6～7月には現われた²⁵⁾。

全ロシア教員組合評議会は6月30日，非評議員のチャルノルースキーの一組員として出席の下に，国家委員会内において生じている事態，つまり委員会の法的未承認状態と，作成した諸法案の放置される状態について論議した。評議員イェルダンスキーの記すところに依れば，国家委員会事務局長チャルノルースキーは「委員会と教育省の間に原則上の不一致は存在しない。両者は何よりも戦術とテンポにおいて決裂した」ことを「正確に述べて」いたとされるが²⁶⁾，チャルノルースキーのこの発言は，それなりに真実を突いた指摘であった。臨時政府・教育省とソヴェト・国家委員会の両者は，事実，教育制度のブルジョア民主主義的改革という原則的課題では一致していた。いまや教育省（ブルジョアジー）の側が，「戦術」によってその課題から身を引いたのであった。

この日の評議会は結局，「委員会の負った大きな責任を考慮に入れる」という論理から，従来どおり，委員会の「活動の生産性を保証する条件」すなわち大臣を拘束する機関としての法制的承認の要求を継続することを確認すると共に，「中央機関の人的構成における変更」を要求し，こうした変更の実現しない間 BYC 代表の国家委員会派遣を中止することを決定した²⁷⁾。

国家委員会委員たちは7月1日の会議において，教育省のサボタージュに抗議を表明すると共に，7月20日まで委員会の活動を中断することを決議した²⁸⁾。

国民教育国家委員会は，これ以後，諸事件の相次ぐ——7月2日の第一次連立政府の崩壊（従って，マヌイロフの教育相辞任をふくむ）——7月3～4日のペトログラードの大デモンストレーションとこれに対する，政府の武力弾圧とソヴェト多数派の非難（7月事件）——7月24日の第二次連立政府の成立（教育相オリデンブルグ就任）——一時期を経ることによりその活動条件に変動を見出すのであるが，われわれは次節において8月初めの全ロシア教員組合の大会をとりあげ，学校教員層の教育改革要求の変化を検討しておこう。

3. 第2回全ロシア教員大会（8月）

8月8日，ペトログラードにおいて全ロシア教員組合第2回代議員大会が開かれた。9月の新学年度開始は3週間後であった²⁹⁾。

参加代議員は530名，大会来賓は85名で，代議員530名は，BYC加盟全組織606のうち56%に相当する339団体から派遣されたものだった。この時点のBYC全組員数を確認することは出来ないが，大会参加の339組織のうち現勢調査に応じた248組織で合計56,650名の組員を擁すると発表されており³⁰⁾，またBYCの1917年秋の組員数を75,000とするソ連邦

の歴史家の指摘があることから³¹⁾、全ロシア教員組合にはこの頃、ロシア全学校教師の約3分の1が結集したと見てよい³²⁾。

参加代議員のなかには遠くシベリアやトルケスタンから上京した者も居た。この大会における議論はやはり、この時点の全国の学校教師の状況認識や改革要求を反映するものであった。

この大会の政治的傾向に関してはクループスカヤが、後に、

「二月革命数カ月後のペトログラードの全ロシア教員大会は、……この大会は愛国主義的気分のあおり立てを中心として進められた。社会民主主義者はポリシェヴィキー・メンシェヴィキー合わせてもこの大きな大会に出席していたのは20名だった。」³³⁾

「ここでは……カデットとエスエル右派の影響力が支配的だった。」³⁴⁾

と記している。ここに言う「愛国主義……」の表現は、われわれも検討したことがある通り、この大会が、4月大会同様、臨時政府支持の立場を基本としていることを示している。革命の徹底をめざす社会民主主義者なканずくポリシェヴィキーの少数の教員活動家たちも二月革命後、沿海州やペトログラードの事例にも見られるように、教員間の組織活動を開始している*が、まだやはり教員の大量の動員を獲得するには程遠い状況にあった。しかもこの8月の教員大会以後においても、革命の準備と遂行のためにいわば学校や教師どころではなくなって行く、というのが彼らの実情であった**。

この国の革命派が学校教師層の大勢を獲得するためには、さらに一時代が必要とされるであろう。

上のクループスカヤ発言のもう一つの側面「カデットとエスエル右派の影響力が支配的だった……」は、まず第一に、この8月大会が当時いかに保守的な集会として受けとめられたかを知らしめるものである。しかしまた彼女の指摘は、BYCの4月以降のさらなる右傾化にかなする証言でもあった。じっさい、教員層のエリート的団体と目されるモスクワの「中等学校活動者組合」がBYCに加入したことによってBYCの諸方針はエリート的、ブルジョア的な方向で揺さぶられていた。他方では、二月革命後各地において雨後の筍の如く誕生した多数の教員団体は4月以後も引き続き、学校教師の唯一の全国的大衆団体であるBYCに加入しつつあったが、このことによって教員組合の要求水準の引き下げ並びに改革への指向の希薄化、いわば現実主義化がもたらされていたのである。(しかもなお、二月革命後夥しい数の農村教師がエスエル党に加入したとの歴史家の言及がある³⁷⁾。とすれば、上述のような流動状況は、ロシア学校教師層わけでも農村教師層の反体制的期待の主たる担い手となってきたエスエルなどナロードニキ諸派の独自の教育政策及び教員(運動)に対する指導性の喪失乃至欠除によるものと言う他ない。)

この8月の全ロシア教員大会はすなわち、こうした2月以降の、とりわけ4月の再建大会

* 4月の教員大会後、4月28日付『ブラウダ』紙は「教員諸君、ペトログラード教員の社会民主主義グループに加入せよ。グループの活動に参加せよ。……次回(の)教員大会には、われわれは固く団結した隊伍をなして出場しなければならない。」と呼びかけた(H. K. 署名記事)。³⁵⁾

** ペトログラード市内で活動していたポリシェヴィキ女教師エリ・メンジンスカヤはこの頃を次のように回想している³⁶⁾。

「十月革命の前、最後の数週間、多くない党員の教育家の活動は、主に党組織内部ですすめられた。これは理解できることである。それは、あまりに責任の重い時期であり、あまりに大きな努力と緊張を要求していた。自分の全時間を学校に捧げることなど不可能だったし、考えられないことだった。」

以降の全国の学校教師の諸活動を集約し且つ8月時点の諸要求と方針を打出す大会となるはずであった。事実、大会はそれらを網羅するかなりの本数の決議を採択した³⁸⁾。

しかしこの大会における最大の論点は、当時のいわゆる学校上部機関の問題、すなわち地方自治体下の学校管理＝教育行政機関の改革に関するBYCの態度をめぐるものであった。その検討のためにもわれわれは大会議事に入る前に、地方の教育行政機構にかかわるこのかんの状況を以下、少しく整理しておこう。

二月革命後は、各地域において地主・貴族・教会など右翼勢力が視学官や郡学校協議会を通して教育事業を支配することは一段と困難になっていた。教員組合はじめ民主勢力は中央におけると同様、地域においても視学官制度・学校協議会の廃止あるいは構成員の民主化を要求してきた。そしてこうした圧力の下に臨時政府は5月8日、「市・郡及び県学校協議会の廃止」の命令を発することを余儀なくされたのだった。この命令は、「初等学校の管理は、……学校協議会に代って、県・郡ゼムストヴォにおいては所轄の部門に、市学校協議会の設置されていた市においては市会に、各々委ねられる」ことを規定していたから³⁹⁾、この5月以降は各地で、自治体の下の種々の形態の教育行政機構にかんする模索が急速に繰広げられたのだった。

その中でわれわれの比較的くわしく知りえた事例には次のものがあった。

ペルミ県チェールヂニ郡教員大会は5月18日、郡内の学校事業管理のための学校委員会(Школьная комиссия)を選出し、ゼムストヴォ会議の承認を求めた。その構成は、大会選出の教員5名、地域自治体代表5名、ゼムストヴォ参事会議長(自動的に学校委員会議長)、教員大会選出の指導主任(руководитель)1名、というものだった⁴⁰⁾。その他のところでは、学校ソヴェト(ハバールフスク市)、教員ソヴェト(キシニョーフ郡)、文化＝教育委員会(культурно-просветительная комиссия)(ペトログラード市ヴィボルグ区)、及び国民教育委員会(комитет по народному образованию)(オームスク市・郡その他)の名称の機関がつくられているが、この後者の名前が一般的だった⁴¹⁾。

ニージニ・ノーヴゴロド県の場合は、かつてわれわれも検討したように、力量のある県教員組合がその周倒な教育改革政策を実現する取組の中で、旧支配機構の学校協議会の構成変更についても「当面の任務」として追求していたが、協議会の廃止の後同県では、県ゼムストヴォ参事会の下に以下のような構成の国民教育委員会が機能していた(地元紙『ニジェゴロツキー・リストーク』7月12日付)。すなわち、

- 「県ゼムストヴォ参事会代表(1名)
- 各郡の国民教育委員会(各1名宛)
- 労働者・兵士・農民代表諸ソヴェト(各1名宛)
- 信用組合(Союз мелкого кредита)(1名)
- 市〔国民教育〕委員会(1名)
- 国民教育普及協会(1名)
- 県ゼムストヴォ参事会国民教育責任者(1名)
- 同、補佐(3名)
- 校医(1名)
- ニージニ・ノーヴゴロド市人民大学技術指導者団代表(複数名)
- 県ゼムストヴォ立図書館館長
- 県ゼムストヴォ議員(2名)

以上 28 名、並びに同数の (столько же) 全ロシア教員組合県組織の選出の教師」というものであった⁴²⁾。

こうして県・市・郡のレベルの自治体の下に設置された、国民教育管理の諸委員会は、端的に言えば、ブルジョアジーないしブルジョアの地主を派遣する可能性の強いゼムストヴォ・市機関と、労働者・農民が構成する諸ソヴェトや教員組合などの社会団体・民主団体との協調の機関を意味する場合が多かった。その際、こうした地域では、チェールヂニでもニージニ・ノーフゴロドでも、オームスクやハバーロフスクでもそうだったように、大半のところで教員組合は、これらの機関の中で教員代表が半数を占める構成を要求していた。こうした中で、オームスクやカザーンの教員大会のような、“半数以上のポスト”を要求する例もうまれていた⁴³⁾。

学校管理の地方機関にかんする以上のような略述をなしうるにしても、全国の状態はもちろん一様ではなかった。たとえばゼムストヴォ制の未施行地域である沿海州では、旧来の主任視学官に代えて新設の教員代表を加えた「辺境区学校協議会」による学校管理が行われていた⁴⁴⁾。また、4 万校に上る教区立学校は、6 月 20 日付の教育省移管の政府決定がその後教会勢力の阻止行動の前に未執行のため、事実上ロシア正教会の支配下に残されていた。この教区立学校の男女の教師たちは今漸く起ち上って全ロシア教員組合に加入し、何よりも「教育省移管」の実現を要求しているところであった⁴⁵⁾。

かくして全ロシア教員組合大会への代議員たちは、一連のレポート、つまり「学校管理機関と教員の関係」をはじめ、統一学校と学校の自治の原則の実現、職員会議の組織、等々の問題が「授業の開始〔9 月〕までに万が一解明されなければ、学校事業の崩壊を惹き起しかねない」(『全ロシア教員組合通報』)現状を伝えるレポートを持参したのだった⁴⁶⁾。

かれらは大会開始前の 8 月 3 日、国民教育国家委員会の活動の紹介を受け、法案審議を傍聴した。かれらの関心を引いたものは勿論、学校管理機関にかかわる法案であったが、いま一つは、この国家委員会への BYC 代表数の 15 名は「委員総数 (90 名以上) の 6 分の 1 以下〔を占める〕に過ぎない」ことであった。これに対する不満は教員大会の公式会議においても表明されるところとなり、大会は、BYC 代表を委員会総構成の 3 分の 1、つまり 30 名に増員する要求を決議した⁴⁷⁾。教員層の全ロシア教員組合と国民教育国家委員会に対する期待はやはり大きかった。

大会が採択した「地方自治体下の国民教育委員会に関する〔決議〕」は、指導部のゾロタリョーフ、ゲールドラの提案どおり、全文、以下のようなものとなった⁴⁸⁾。

(1) 教師が全員でこの過渡期の学校建設に対する巨大な責任を負っていることを考慮して、大会は、国民教育の事業を地域において管理する委員会における決定権を与えられた、組織教員の代表の参加が全く不可欠であることを承認する。

(2) 大会は教員のこの権利を保証する特別の条項を法制として導入することに賛成する。なぜなら、そのような方法によってのみ十分な安定性が学校事業に対して保障されうるからである

(3) その際、大会は明らかに、国民教育の事業の真の主人公は普通・平等・直接・秘密投票に基づいて選出した自らの地方自治機関に代表されるところの住民であると理解し、又それ故に、地方自治機関の下での国民教育委員会における教員代表数に規準を設ける必要があるとは考えない。

BYC のこの決議は、国民教育国家委員会において今しも進行中の教育行政の地方分権化法

案——「諸県の国民教育管理機関臨時設置令」案の審議に対する効果を意図したものであった。なかんずく項目(2)の表現には、その望むところの一部分が反映している。

だが、われわれの今注目すべきは、この決議が端的に、教員の教育行政参加における自らの領分より他に言及しないことであり、“教育事業に携りうるのは教師たちのみである”とも言うべき論調に終始していることである。BYCは項目(3)において、つまるところ、学校事業への住民の直接参加の原理を拒否したのであり、又、労働者・農民のソヴェトをはじめとする一連の社会団体・民主団体の代表の教育委員会参加という、この4月来のBYCの方針とその後の各地の経験に対しては黙殺することによって自らの消極姿勢を確認したのであった。ここにおいて既に、教育制度民主化におけるBYCの思想的・実践的後退は分明のこととなったのである。

さらにBYCは、項目(2)、(3)を通じて、教育委員会内の教員代表数に対し、上記の法令において「規準を設ける(нормировать)」ことを不要であると宣言することによって、専ら、この間各地の国民教育委員会の形成に際して今や不文律となってきた感のある、教員組織代表と住民代表のパリティー構成の経験を法制化に至らしめないことを企図したのであった。より率直に言えば、教員組合代表が教育委員会＝学校管理機関の構成員の“半数以上”を占める可能性の留保をめざしたのであった⁴⁹⁾。これらは明らかに、全ロシア教員組合の学校の民衆統制の忌避の意志表明を意味した。

学校改革におけるこのような転換は、次の学校自治に関する見解においても顕著な形をとって現われた。すなわち、「初等学校における自治の原則の導入に関する〔決議〕」は、

すべての段階の学校の連続性のみならず、その組織の同質性の点においても学校の完全な統一性(полное единство)を実現するために、統一学校の一つの段階としての初等学校の内部運営(внутреннее управление)は、……自治の原則に基づかなければならない⁵⁰⁾。という基本論理を冒頭に掲げ、以下に、「実現することが望ましい」とされる要求命題を列挙した。

諸命題の要点は、第一に、「3名以上の教員定員を有する初等学校に職員会議(педагогический совет)を設置」し、その所管には「教授＝訓育部分及び行政＝経営部分」、「教員、学校長及びその他職員の選出と改選」等を属せしめる、第二に、職員会議の構成には教員の他に校医、地方自治体代表、生徒父母の代表が入るが、その際にもこれら「住民の代表の総数は教員数の3分の1を越えてはならない」、第三に、「〔教師〕集団(коллегия)によって教師の職に選出された者は、……一定期間内に、もし地方自治機関によって受理されない場合においても、承認されたものとみなされる」、第四に、「教師職を志願する者の名簿(この名簿に基づいて……教師が選出される……)は、地域の専門教員団体によって作成される」、であった⁵¹⁾。

一般に、学校における一定の自治(従って初等学校のそれも)は近代民主主義の下では、従って又二月革命後のロシアにおいても、教授の自由の保障を中核として高らかに宣言、導入すべき理念であった。上の決議に言う、職員会議の設置とそれへの教授＝訓育部分の委任、学校長選出権の付与等はロシアの学校の民主化を是とする人々の支持・承認したところであろう。

しかし今、8月のBYC大会がこの決議を通じ、住民代表の決定権を直接的形態(職員会議参加)においても間接的形態(自治体＝学校設置者による任命)においても回避することによって成立する、職員会議の教員人事権の全面掌握をば学校の自治と呼ぶ時、もはやここに、人民の支持による学校の民主的改革のために闘う姿勢を見出すことは至難であった。だが、この期

は、こうした「学校自治」理念が多くの学校教師層の行動を支える理論となっていたし、又、国民教育国家委員会が作成するいわゆる“統一学校臨時設置令”にも摂取されたのであった。

ところでわれわれは、この国に存在したもう一つの提案、すなわち 1917 年 4～5 月にボリシェヴィキ党綱領教育条項の改訂を担当したクループスカヤが同条項を敷衍しつつ執筆した「地方自治体学校綱領」(5 月 18 日付『ブラウダ』紙発表)の一部をなす、地方教育行政改革に関する提案を無視することは出来ない。

その提案の骨子は、先に引用した BYC の諸決議に対照すべく要約すれば、第一に、地方自治体下に学校監督機関として学校委員会を設置し、これを教員組合選出代表と住民代表によってパリティで構成する、第二に、学校委員会に加わる住民代表は自治体の任命による者でなく、住民の直接選挙に基づく代表であること、第三に、教師職志願者の名簿は学校委員会が作成する、第四に、地方自治体の責任において住民による教師(＝公務員)の選挙を実施する(従って任命権者は当該自治体となる)、第五に、学校は、その内部組織、教授の部門にかんして自治権を有する、と理解しうるものであった⁵²⁾。それは文字どおり、人民に対する圧倒的信頼感に支えられて構想された、学校を中央国家権力の手から取りもどし地方の住民の手に移すことを主眼とした提案であり、先にわれわれが垣間見た、教育事業管理をめぐる各地の流動的状况に対しても鋭く切結ぶものであった。

今やわれわれは、以上の比較検討によって浮び上った、BYC 8 月大会の決議と上のクループスカヤ提案との相違点を逐一復唱することではなくて、2 つの決議において BYC が形ばかりの住民参加の余地を残しつつも、頑なに教師のみの手による自らの地位の保全を追求する途に転じたこと——民主的学校改革との離隔——の意味をこそ確定しなければならない。

このような「転進」は、もちろん、ロシア教師層の社会意識のあり様、全ロシア教員組合のこの 3～4 月来の諸方針と各自の体験した諸実践、等々の帰結でもあった。

BYC の諸活動方針については、組合規約の他に、主流派の団体たるエスエル系のモスクワ州ビューロー、及びニージニ・ノヴゴロド県等の詳しい具体例が既に知られている。それは、革命情勢の下にあり、当然のごとく、学校の外における社会諸活動への参加をきわめて重視したものであった。だがその際の、学校教師たちの抱く民衆観、活動観或は自己認識の中にも、われわれの見逃せない幾つかが存した。

市街地の学校教師の自己意識を示す例は、モスクワの BYC 活動家の女教師ポポーワ(Попова, Н. И. 1877～1960)がこの 3 月に執筆した論文の次の一節に求められよう。

「教師は、自らの物的諸権利ばかりを主張している労働者の組合の立場を取り得ない。教員組合は、高い目標——国民教育の創造——を自らに課さなければならない。これこそ教員組合の第一の、基本の課題であり、そして専らこの課題の名においてのみ、教師は自分の物的状態・法的地位の改善のためにも闘ってきたのである。」⁵³⁾

モスクワの市立小学校教師という彼女の所属は、当時の小学教師としては比較的高い、恵まれた部類だったことが考慮されなければならないとしても、教員組合活動家の多くは、おしなべて、上のような労働者を蔑む知識人性の機械的強調、一種の自己高邁視を共有したのであった。

このような限界をもつ「教師＝インテリゲンチヤ論」が、彼らの民衆との交わりの中においても克服されることなく、むしろ、市街地にあっては、つとに知られた中学校教師たちの示す露骨なエリート主義や、住民や自治体・国家権力の容喙を一切みとめない「学校自治論」を

刺激剤として、増幅されるほうにすすんだのであった⁵⁴⁾。

農村部においては、地元教師はもちろん、組織・宣伝のためにこの夏休み市街地から遠征してきた教師も含めて、かれらがこの年、農民運動に巻込まれていることに留意しなければならない。ここでは、教育、文化、行政、土地、食糧等の委員会・機関に携わった、臨時政府支持ないしエスエル系の ВУС の組合員は、とりわけ農民の土地要求に関する態度を試金石として問われ、しばしば農民の支持を失い、自らの地位を危うくしていった。春以来リャザン県、ペーンザ県、カザン県などの農民運動に関して伝えられる幾つかの事例は、農民に対してエスエルと臨時政府を支持し土地・地代等の問題の“下からの解決”を思い止まるよう説得する側の教師が地位を失う事実をふくむものであった⁵⁵⁾。

また、農民の中には、第1回全ロシア農民大会（於ペトログラード。5月4～28日）に持ち込まれた模範要望書に示されたように、住民による公務員（должностные лица）の選挙制を求める気運が存在した⁵⁶⁾。農民が抱き始めたこの要求は、徹底した民主共和制の下に於る公務員や学校教師の選挙制の条項を追加した、ボリシェヴィキ党の1917年4月以降の綱領改正案にまで連なる可能性をはらむものであった。こうした状況は多くの ВУС 組合員教師にとり大きな脅威として映らざるを得なかったのである。

ところで二月革命後のロシアの地方自治機関（市会、県・郡の各ゼムストヴォ会議）においては、史上初めて普通選挙法に基づく選挙が行われたが、1917年前半の地方選挙で多数派を獲得したのはエスエル党であった。たとえばモスクワ市会選挙（6月25日投票）では、エスエルは58%の高得票率を示した〔表-1〕。また、ニージニ・ノヴゴロド市会選挙（7月15日投票）では、アメリカの歴史家ローゼンバーグによればカデットが議席数で全体の4分の1以下、ボリシェヴィキーを含む社会民主主義ブロックが同じく3分の1であるのに対しエスエル派は約半数の議席を獲得した⁵⁸⁾。このような多数派をかちとったエスエルは各地で、県・郡コミサル、警察署長、ゼムストヴォ参事会議長など、地方機関が選出する公職に就いた。すなわち、労働者・兵士・農民のソヴェトに対立する、基本的に有産者の機構である臨時政府の地方機関の要職を占めたのであった。こうして、臨時政府の末端である地方自治機関をエスエルが自己の砦とみなす状況が生まれていた⁵⁹⁾。

事実上エスエルの手中にあったモスクワ市会では、その学校行政部門の責任者として教育学者シャーツキー（Шацкий, С. Т. 1878～1934）と共に入ったのは、ВУС のエスエル系活動家の先述のポポーワであった⁶⁰⁾。地方自治体下の学校管理機構において、このようにエスエルが責

表-1 モスクワ市会選挙（6月25日）の結果⁵⁷⁾

エスエル	374,885票	58.0%
エヌエス	8,132	1.3
カデット	108,781	16.8
リベラル派連合	1,440	0.2
エヂンストヴォ*	1,506	0.2
メンシェヴィキー	76,407	11.8
ボリシェヴィキー	75,409	11.7
計	646,560	100.0

* プレハーノフの率いるメンシェヴィキ右派グループ

任者となる、或は多数派を占めるという状況は、恐らくネージニ・ノーヴゴロドにおいても見られたであろう。BYCの方針と地方選挙の結果からいって、これと同様の事態は全国的に少なからず生じていたであろう。

しかし、ここでも、ロシア革命の進行によってBYCは、その地位に存えることをゆるされなかった。BYCの8月大会時には、革命情勢全般が新しい段階をむかえていた。

BYCをとりまく情勢の新たな段階とは、こうであった。ロシアの人民は「帝国主義戦争が……長引いていること、及び経済的崩壊と飢えを強め激化させているブルジョアジーを押える点での政府とソヴェトの無為に対して、当然且つ正義のこととして憤激」して、7月3～4日の自然発生的な大デモンストレーションに入った。これに対して政府は武力弾圧で応じ、その際エスエルとメンシェヴィキーが政府・ブルジョアジーの側についてポリシェヴィキーへ向けた中傷に加わった(「7月事件」)⁶¹⁾。そしてこれ以降、人民は、將軍・地主・資本家による反革命を体験することによって、急速に左傾化しはじめたのである。そのことは、労働者・兵士のソヴェトにおけるポリシェヴィキー派の増大、農民運動の激化・蜂起化、及び、メンシェヴィキーとエスエルの陣営におけるブルジョアジーとの協調をめぐる動揺と革命派の成長・分裂となって現われた。

人民の左傾化は、さらにまた地方自治体選挙においても、ポリシェヴィキーの進出とエスエルなど中間派の後退として明確になりつつあった〔表-2〕。この点はとりわけ、エスエルが自己の砦と見なしている領域における出来事であったから、全ロシア教員組合の諸組織もまたこれを、いわば存亡に関わる新事態として受けとめざるをえなかった。

表-2 モスクワにおける1917年の3回の選挙にみる主要政党の得票率⁶²⁾

	市会選挙 (6月25日) (%)	区会選挙 (9月24日) (%)	憲法制定議会選挙 (11月24日) (%)
エスエル	58.0	14.4	8.2
メンシェヴィキー	11.8	4.1	2.8
ポリシェヴィキー	11.7	50.9	47.9
カデット	16.8	26.6	34.5

こうしてBYCは、二月革命当初の方針に沿ってロシア革命に参加する中で、人民に対して浅からぬ恐怖感を抱くに至り、国民教育における徹底変革の態度を変更したのであった。

8月大会の採択した、国民教育委員会に関する決議及び学校自治に関する決議は、結局、地方教育事業管理機関と学校の職員会議という二つの砦を教員組合の掌中に収める方向、つまり民衆学校を当の民衆から遠ざけることを辞さないとするBYCの態度の表明であった。

他方、BYCの創立以来の目標である「統一学校」の実現(学校制度におけるブルジョア民主主義化と呼ぶであろう)に関して、大会が表明した見解は、

「4年制初等学校の課程を終えた者のうち進学希望者全員を無試験で入学させるに充分な数の高等小学校と、中学校の対応する併設学級とを開設すること。」及び「高等小学校の課程の修了者を外国語履習から免除し、無試験で入学させるに充分な数の新しい上級3学年のギムナジアを開設すること」⁶³⁾

を核心とした、政府に対する“要望”であった。大会は統一学校実現に関する独立した方針決

議を打ち出さなかったのである。今この要望の内容を、われわれが先年分析したところの、臨時政府の中等学校「改革」と突き合わせるならば、BYC大会の要望のもつ独自性は、政府が欠落させた、小学校からの進学保障を要求した点にのみ存したと言っても過言ではなかった。かくしてBYCは、統一学校の実現において、戦線を臨時政府にほとんど譲渡したのであった。

ところで大会はもう一つの予定された課題を解決しなければならなかった。BYCじしんの組織問題、つまり、規約改正と役員選挙である。8月大会の検討の最後に、これを取り上げよう。

規約改正については、先の4月大会の時点より既定の方針に属した。BYC評議会は大会直後より、4月に採択した規約を臨時規約として扱い、なかんずく、組合の基本要求と闘争方針をふくむ第一条の、一般に綱領と呼ばれる諸項目を大会討議に付すことを日程に入れていた⁶⁴⁾。8月大会では、組合規約・綱領小委員会と大会総会とを通して論議されたが、今その内容は知りえない。改正は第一条の内容の三カ所に及んだ。

一点目は、組合の基本的任務への項目追加である。それは、「国民教育事業における教育科学的原则 (научно-педагогические принципы) の実現をめざす闘争」というものであった。この追加については、恐らく中学校活動者組合の規約に明記される「科学的教育学 научная педагогика……の原理に基づいた学校の組織化」をBYC規約にも取り入れよ、とする中学教師側の提案があったものと思われる⁶⁵⁾。

二点目は、BYCの闘争の形態に関する改正である。すなわち第一条・基本的任務の(イ)項の条文の「教員の権利上の、及び文化的、経済的利益のための」以下は、次のように改められた。

旧) 労働者階級のあらゆる階層のこれと同種の闘争と調和した闘争

新) 教師の専門の諸特性 (особенности учительской профессии) に則った、勤労民主勢力のその他の職業組織のこれと同種の闘争と調和した闘争⁶⁶⁾

既にこの4月の再建の時より、労働者の組合と一線を画した教員組合像を事実上追求してきたBYCは、こうして規約の上でも“労働者ばなれ”を確認したのである⁶⁷⁾。又、ここにみられる教師の専門性の強調は、中学教師層の主張の影響を多分に受けたものだった。

改正の第三点は、組合の綱領的要求の一つである宗教教育にかかわるものである。すなわち、第一条ア)項の㊦、公立学校の課程からの宗教教育の「除外 (исключение)」を、「非義務性 (необязательность)」と改めるものであった⁶⁸⁾。この改正は、もちろん、1905～7年の革命期に社会民主主義派もエスエル派も一致してBYC綱領の中に定式化したところのブルジョア民主主義的教育要求を棚上げすることを意味した。ところでBYCは学校における宗教教育に関して既に1917年4月の大会決議において、「この問題は人民大衆の伝統的信念に抵触している故に、政治戦術の観点より甚だ複雑である」との露骨きわまりない表現を用いて大衆追随姿勢を示したうえ、「ごく近いうちに可能」で、且つ「特段の疑問を惹き起さない」程度の改革は「〔除外ではなくて〕ただこの科目の義務的学習からの生徒の免除のみ」であろう、という要求ラインを確認していたのだった⁶⁹⁾。さらに、このようなBYCの要求ラインは、国民教育国家委員会においても多数派を得ており、この5月来、決議或は法案として具体化するべく検討に付されていたのである。こうしてBYCは、宗教教育の非義務性という改正規約によって、カデットの中学校教員組合との思想的共通点をもう一つ具体化したのであった。

以上のように、8月の規約改正は、大会諸決議同様、BYCの民主性・戦闘性の放棄、リベ

ラルの中学教員組合への接近を示すものであった。

次の、この大会における選挙の目的は、組合の執行機関である評議会のメンバーと国民教育国家委員会への BYC 代表とを改選することであった。この結果、ゾロタリョーフ、ゲールド、グレーヴィチ、イオルダンスキーらの BYC の従来の中心的指導者たちは、いずれも高順位で評議員兼国家委員会委員として再選された。その他すでに周知の活動家に関していえば、チャーホフは評議員として再選を果たせず、評議員候補にとどまった。また、ピンケーヴィチとシーシキンはこの選挙にまったく顔を出しておらず、共に評議員を下りた模様である。チャルノルースキーは従来と同様、BYC の評議員にも、同選出国家委員会委員にもなっていない。チャルノルースキーは、BYC 代表 (уполномоченный) のペトログラード労働者・兵士代表ソヴェトのメンバーであった⁷⁰⁾。そして、同ソヴェト代表として国民教育国家委員会の委員となっていた。ともあれ BYC 指導部は信任されたのであった。

加えて、この選挙に関して注目されるべきは、カデットの進出であった。新たに選出された者のうち、少なくとも次の3名の活動家はカデットであった。すなわち評議員兼 BYC 代表の国家委員会委員に選出された中学教師のティリチェーフ (Тиличев, Ю. А.), および、相並んで国家委員会委員選挙では次点にとどまったが BYC の評議員候補に選出された、モスクワの2人のギムナジア教師、エス・スミルノーフ (Смирнов, С. Г.) とアルフェーロフ (Алферов, А. Д.) である。

このうちアルフェーロフは、かのブロンスキーも又のちに高い評価を与えたところの、中等学校のロシア語教授法に関する一書を著わした程の、知られた有能な国語教師であると同時に、中等学校活動者組合の指導部の一員であり、さらに、モスクワ市会議員 (カデット) でもあった。こうした実力を買われて彼はこの年3月初め、新設の学区総監補佐のポストをもちかけられたことがあった。また、もう一人のギムナジア教師、エス・スミルノーフは、ブロンスキーが「ギムナジア世界におけるまるでカデットの聖像のような人」と形容したところの、長老的な国語教師で、この春の中等学校活動者組合の結成集会の議長をつとめた活動家であった⁷¹⁾。スミルノーフはこの BYC 8月大会の後、臨時政府教育省のカデット次官群 (第四節を参照) の一員となってゆく。

今や、このような実力を備えた名士のカデット教師が BYC の指導部の一角を占めるのであった。彼らはロシアの学校教師層の間におけるカデットの既成の権威を利して、この間、BYC の思想的、政策的方向づけに対してブルジョア的な揺さぶりをかけてきたのであった。

以上、本節における考察は、BYC が1917年8月の再建第2回大会において、従来より掲げてきたブルジョア民主主義の教育改革実現の幾つかにかんし、明確なる原則的後退を承認・定式化したことを示した。

4. 教育省と教員組合・国家委員会の新しい関係

長い政府危機の後、7月24日、ケレンスキー (Керенский, А. Ф.) を首相とした第二次連立政府が成立した。この政府は統一した政策プログラムをもたず、ブルジョアジーの政治代表部たるカデット党、ならびに労兵ソヴェトと農民ソヴェトで目下多数派たる協調派の「社会主義」諸党 (エス・エル、メンシェヴィキー、エヌ・エス) の「各派が勝手な立場からケレンスキー信任の一点でのみ結びついて結成された」と評しうる、ごく弱体な政府であった⁷²⁾。この連立の各派の共通基盤は、基本的に、帝国主義戦争の継続とソヴェト内左派 (ポリシェヴィキー、エス・

エル左派など)の強大化の阻止とにあった。

臨時政府・教育省下の国民教育国家委員会の結成如何を追跡するわれわれとしては、ここでは、カデットが上の第二次連立の組閣の過程において、連立参加条件の一つに、全閣僚はその良心に責任を負うべきであり、「いかなる委員会や団体」の干渉にも左右されないことを含めていることに留意しておこう⁷³⁾。

新教育相として入閣したのは、科学アカデミー会員、ペトログラード大学教授(東洋学)でカデット党中央委員のオリデンブルグ(1863～1934)であった。彼の就任後最初の演説は、7月26日、開会中の第四期国民教育国家委員会総会にはじめて出席した際に行われた。

その中でオリデンブルグは、「最近の諸事件、わけでも7月3～5日のペトログラードの事件は、広範な住民大衆がいまだに置かれている無知蒙昧のさまを明瞭に浮びあがらせた。」「このような悲惨な現象の一掃のために、国民教育事業のごく広範な、精力的な展開が必要である」と述べて、革命運動に合流しつつある民衆に対する文明的手段による鎮静化をめざす、ブルジョアジーの立場からの教育政策理解を率直に言い切った⁷⁴⁾。

オリデンブルグ下の教育省は、前任大臣マヌイロフの下から唯一残留した次官プレオブラジェーンスキー(Преображенский, П. И. 4月7日着任。7月2日～24日の大臣空白期間には教育省長官)に加えて、3名のカデット中央委員を次官として登用することによって、体制強化された。3名とはすなわち、ヴェルナーツキー(Вернадский, В. И.)教授(8月1日任命)、この5～6月には第一次連立政府の厚生次官を務めた、先述の校外教育活動家のパーニナ伯爵夫人(同14日任命)、及び現役のキーエフ学区総監のヴァシレーンコ(Василенко, Н. П.)教授(同19日任命)である⁷⁵⁾。このうちパーニナ伯爵夫人は、教育省内の校外教育の専門の部局を組織することを任務としていた。彼女は、この後、9月26～29日には校外教育に関する特別協議会を招集する⁷⁶⁾。

以上のように、ブルジョアジーの教育政策の分野における主導権をソヴェト側に譲るまいとする姿勢は不動であった。しかしオリデンブルグは国民教育国家委員会に対しては、前任のマヌイロフとは異なる対応を示した。

先の7月26日の演説においてオリデンブルグは、「昨今の活動を通して委員会が提起した諸問題に関し、省と委員会の間に見解の相違は原則として存しない」ことを指摘したのであった⁷⁷⁾。

国家委員会委員たち、なかんずくBYC代表委員たちは、面前で行われたこの演説を新大臣の施政方針として真に受けた。ピンケーヴィチは、ただちに『ノーヴァヤ・ジズニ(新生活)』7月28日付第86号紙上で、これによってオリデンブルグと国家委員会の関係は好転するだろう、との期待を表明した⁷⁸⁾。また、イオルダンスキーは『人民教師』誌上に、教育相は「委員会の準備した法案を、差当り最も急がれるものだけでも、〔新学年度以前に政府が〕承認することは……焦眉の急……であると認めた」と書いた⁷⁹⁾。

このように今や、BYC、国家委員会の側には、かつてマヌイロフ教育相退陣の直前までは、このブルジョア大臣との対立の種となっていた国家委員会の法制化要求などの強硬主張は、見出せなかった。

国民教育国家委員会はオリデンブルグの上の発言をもって好機到来となし、この第四期(7月20～30日)には、法案のみならず教育省回章や決定等の案の作成にも取り組んでゆく。こうして、その中で、新たに開設される高等小学校への公務員の任命の問題にかんする学区総監

回章の案, 1917/18 学年度の入学許可条件にかんする教育省決定の案, 高等小学校並びに中等教育機関の職員会議の権限にかんする臨時規則, 政府立並びに私立教育機関の管理に携わる学区の行政機構の変更にかんする臨時規則, 教育省立二級制農村学校のゼムストヴォ移管にかんする教育省回章の案, 高等小学校の地方自治機関への移管にかんする規程の案, 等を作成した⁸⁰⁾。これらは, 9 月の新学年度より施行されることを意図した諸案であった。

いっぽう全ロシア教員組合は 8 月大会後, 国家委員会作成の上記の案の法令化への後押しを一つの狙いとして, 教育大臣交渉を試みた。そして大臣オリデンブルグはそれに対して一定の「成果」を上げせしめたのである。

BYC 評議会は 8 月末, 「国民教育国家委員会の構成員となっている BYC 評議員が教育大臣と直接に交渉 (сношения) した結果, 省が近日中に臨時政府に対して一連の法案の提出を行う予定であることが明らかになった。これらの法案によって, ……学校の地方分権化, 統一学校の原則の実現, ……に端緒が置かれることになるだろう。」という呼びかけに始まる『組合に加入している全教員組織に訴える』を発表し, その成果として教育省側の法案の概要を知らせると共に, これに伴う教員の新年度以前の準備行動を提起した。

BYC の『訴え』は, 続けて,

「これらの提出予定法案が大半においてその基礎としているのは, 国民教育国家委員会が全ロシア教員組合の代表団の積極参加の下に, 並びに本年 4 月に開かれた全ロシア教員代表者大会がこの代表団に与えた指示に従って, 作成したところの案なのである。だが実際, 教育省の提出予定法案は, [国家] 委員会の提案とは異なっている。望むべき決断性を幾つかの点でそこから骨抜きにしており, 幾つかの個所でそれと本質的に食い違っているのである。」

と述べて, 評価を下す。しかし教育省に対する非難めいた言葉は今や『訴え』のどこにも見出されなかった。この評価の結びは, 「だがそれにもかかわらず (все же), 国民教育改革の日程に上った諸法令 [教育省の提出予定の] は, きわめて大部分, 教員自身の創造物であり, 教員の理性と感情に近いものであると認めることが出来る」であった⁸¹⁾。

それでは, われわれは, その教育省の案のうち, 注目すべき一つを具体的に検討しよう。事例は, 教育行政の地方分権化の重要な一環をなす「学区」の改革である。

4 月の全ロシア教員大会の決議は, 学区の改革にかんして,

「学区の下に, 教育省の下で委員会とほぼ同様の構成をもつ, 協議委員会の設置。学区の存続は学校管理における地方分権制度の実現以前は有りうべきことと思われる。」⁸²⁾

と規定し, 協議体を設置した漸時的廃止の方向をめざしていた。

国民教育国家委員会は, まさしく上の方角を引きつぎ, 7 月末第四期総会において作成した, 先述の「学区の行政機構の変更にかんする臨時規則」案の中でそれを以下のように具体化した。すなわち,

「……学区総監並びに第 2 項の手続きで選出される 4 名を構成員とする, 学区評議会 (учебный окружной совет) が設置される。

2. 学区評議員は, 学区協議会 (окружное совещание) において選出される。この協議会は, 1917/18 学年度の開始以前に, 学区の事務機関の所在市において, 学区総監によって召集される。

3. 学区協議会には, 学区を構成している各県より 8 名宛が招致される。その内訳は,

県ゼムストヴォ参事会の任命による者4名、全ロシア教員組合代表2名、農民代表県ソヴェトより1名、兵士・労働者代表県ソヴェトより1名、である。」⁸³⁾

というものである。したがってこの国家委員会提案は、先に検討したところの、5～7月の各県・市の段階の教育委員会の構成経験をベースとした案であった。県ゼムストヴォ参事会の裁量の拡大されている点は、この間の地方自治体選挙におけるエスエルの優位を考慮したものであろう。

ところが8月末、BYC評議会が新教育相より引き出した学区改革にかんする法案の概要は、BYCの『訴え』によれば、次のとおりであった。つまり、「学区総監を長とした臨時学区委員会(временный учебно-окружной комитет)の設置によって、漸時的廃止期間中、学区行政機構を改革する。」この臨時学区委員会は①総監、②教育大臣により任命される者2～3名、③特別・学区協議会(особое окружное совещание)により選出される者3～4名で構成され、さらに、特別・学区協議会(これはBYCじしんも呼ぶとおろ、学区選挙人集会 избирательное окружное совещаниеを意味する)については、学区総監がごく近日中に、県ゼムストヴォ、県庁所在市、県教員組織、県父母組織より選出される1県当り10～11名の代表を、各県から召集する、というものであった⁸⁴⁾。

可能性から現実性に近づいた学区改革案は、こうして、諸ソヴェトの代表が入るような革命性、民主性は「骨抜き」にされ、しかも総じて政府・中央主導型になり、地方分権化の意義をごく弱めたのであった。

以上のようにBYC代表・国家委員会メンバーの教育相交渉による、国家委員会作成プランの実現追求の結果が示すところは、BYC・国家委員会側の教育制度民主化の後退の受け入れと政府・教育省(ブルジョアジー)への歩み寄りであった。

このような法案であったが、これもついに、法となることは出来なかった。

コルニーロフ將軍の率いる反革命軍に対する態度を巡って、事実上これを支持しているカデットと、エスエル・メンシェヴィキーとの間の対立の激化する中で、第二次連立政府は崩壊したのである。

オリデンブルグは、カデットの方針に沿って、8月27日、教育相を辞任していた。

5. 国民教育国家委員会の構成と活動

1917年5月に結成され、その後活動を続けている国民教育国家委員会の組織構造、人的構成、その活動目的などはいかなるものであったか。以下にそれを概括する。

委員会の代表構成に関しては、「事後承諾で」(イオルダンスキー)結成されたこの委員会じしんと教育相マヌイロフとの間に一応成立した合意の結果、当初の改革委員会側の設置案に対して、一定の変化が生じていた。1917年9月初めのイオルダンスキーの記録に基づいてそれを記せば次のとおりであった⁸⁵⁾。

つまり、全ロシア労・兵ソヴェトの代表数が7名増の15名に、全ロシア学生組織代表1名は不参加に、民族団体代表は6名増の16名になった。そして以下の5団体の代表が新たに参加することとなった。(丸囲数字は便宜のため)

⑬全ロシア国民教育ゼムストヴォ活動家連合(Всероссийский Союз Земских Работников по народному образованию)——5名、⑭全ロシア国民教育都市活動家連合(Всероссийский Союз Городских Работников по народному образованию)——3名、⑮全ロシア父母団体連

合 (Всероссийский Союз Родительских Организаций)——2名, ⑩全ロシア鉄道員組合 (Всероссийский железно-дорожный Союз)——1名, ⑪カザーク軍連合 (Союз казачьих войск)——1名。

以上の変動の経緯に関しては、BYC 選出の国家委員として事情を知悉するイオルダンスキーは何ら語らず、ただ、「委員会構成員は大臣〔マヌイロフ〕によって認承された (одоблен)」と記すのみである。だが以上のことは次のような意味を有するものであった。

すなわち、一つには、政府・マヌイロフの側は、上記の諸団体のうち、先に第二節で見たように当時保守系の組織である ⑩及び、この年8月のコルネーロフ反乱に加わる周知の反革命軍事組織の一つである⑪の国家委員会参加と学生代表の参加取り下げを要求し、他方、BYC、労・兵ソヴェトの側は、同ソヴェト代表の増員や当時エスエル派が指導部を握る ⑩の鉄道員組合などの参加を要求した⁸⁶⁾。換言すれば、委員会の出自構成が臨時政府・ソヴェト間の対立点の一つとして存続したことであった。

二つには、BYC、労・兵ソヴェト側は「事後承諾」でこの国民教育国家委員会を発足させ、しかもソヴェト支持の諸代表を増員しながらも、新しい委員構成 (即ち委員会設置令の案の書換を意味する) について教育大臣の同意を求める“弱い”立場を取り続けたことであった。

ところで、ソ連邦の教育史家ベンドリコフによれば、上述の諸団体と共に「上級学校改革委員会」も又、この国家委員会に代表を送っている⁸⁷⁾。これは以下のことを意味した。すなわち、上級学校＝高等教育機関の改革に関しては既に見たように、教育相マヌイロフを含むカデット系大学教授層のイニシャチヴで上記「改革委員会」＝諮問機関の設置と改革の法制化がこの3月より進められていた。そしてこれに関する事項を国民教育国家委員会の管轄に含めよとの、5～6月のソヴェト・社会団体側の対政府要求は、事実上、敗北に終わっていた。つまり大学改革は、ほとんどブルジョアジーのみの手に握られていたということであった。

なお、BYCは代表数を15名から30名に増員するよう要求する8月大会の決議を国家委員会に持ち込んだが、これは、同委員会により承認されなかった。

構成をめぐる以上のような変動の結果、委員会は量的には、当初の“総数11団体代表74名プラス次官”から“15団体の98名プラス次官”への増加を示した。しかし実際には委員会の諸会議に出席したのは、以上の構成代表のうち50～60%にすぎなかった⁸⁸⁾。また、「全ロシア労働組合組織は4名の代表を出すはずだったが、実際に派遣されてきたのは1名——ルナチャールスキー〔Луначарский, A. V. 1875～1933〕だけであった。しかもボリシェヴィキ党の影響力の強まった頃、つまり国家委員会の存在のおわり頃になってからであった。」と、ベンドリコフは書いている⁸⁹⁾。このような不安定も又、激動のロシアの一時期をよく示すものであった。

委員の選出母体の多様性は、この委員会の仕事にメリットを生むものと期待されていた。「しかし、これは生まれなかった。」委員の「ほとんど75%が教育家及び国民教育活動家だった。教師は著名な大学教授から小学教師に至るまで居た。」農民代表ソヴェトは、ほとんど全員小学教師を代表として派遣した。また、全ロシア都市連合と全ロシアゼムストヴォ連合同様の方法を取り、教師、教育学者をもって自らの代表とした。都市連合は先述のギムナジヤ教師、アルフェーロフとエス・スミルノフその他を、一方、ゼムストヴォ連合は教育学者セロポルコー (Серополко, С. О.) その他を、各々派遣したのであった⁹⁰⁾。

国民教育国家委員会の機構とその人的配置は次のとおりであった⁹¹⁾。

- ・国家委員会議長——教育大臣（職権）
- ・同副議長（委員会内で互選）——チャルノルスキー（ペトログラード労兵ソヴェト代表）、イオルダンスキー（全ロシア教員組合）、ピンケーヴィチ（ペトログラード労兵ソヴェト）、8月以降ピンケーヴィチに代ってヤ・グレーヴィチ（全ロシア教員組合代表）
- ・同書記——ヴェ・ゼレーンコ（全ロシア教員組合代表、8月以降ペトログラード・ソヴェト代表として）
- ・同事務局長——チャルノルスキー
- ・同事務局次長——シーシキン（全ロシア協同組合大会代表）、後にヤ・グレーヴィチ

国家委員会の指導的部分はこのように全ロシア教員組合の指導者たちで占められていたのである。たしかに、BYC 代表とペトログラード・ソヴェト代表とを使い分けるごとき、選出手段における民主性の弱さ、非合理性は、委員会全体のはらむ独自の問題であった⁹²⁾。しかし、この弱点をふくめて、上の国家委員会指導部の人的配置は、委員会全体の思想・政治傾向の一つの反映であった。

国家委員会は、さらに、各問題別の委員会（Комиссия）をつくった。その名称と議長名は以下のとおりである⁹³⁾。

1. 総括問題委員会——チャルノルスキー
2. 就学前教育委員会——ア・ゼレーンコ（Зеленко, А. У.）
3. 初等教育委員会——イオルダンスキー
4. 高等小学校・中等学校委員会——ゲールド
5. 教員セミナリヤ・師範学校委員会——ピンケーヴィチ
6. 教員の物的状態・法的地位の問題検討委員会——ヴェ・ゼレーンコ
7. 各種官庁立学校の一括管理への統合計画立案委員会——クリュージェフ（Клюжев, И. С.）
8. 全員就学、教育無償化、普通教育の保障の問題検討委員会——ヴァーフテロフ
9. 民主的学校の全般的建設に伴う高等教育の問題検討委員会——ヤ・グレーヴィチ
10. 正字法改革の実施の問題検討委員会——エス・スミルノフ
11. 国民教育国家審議会の召集の問題検討委員会——ゾロタリョーフ後にゲールド
12. 校外教育委員会——シーシキン
13. 職業教育委員会——ヤ・グレーヴィチ

この他、必要に応じて、異常児の教育と保護委員会（議長オルシャーンスキー Оршанский, Л. Г.）や⁹⁴⁾、民族教育委員会、教授ミニマム検討委員会などがつくられた。

これらの各委員会ごとの活動内容は一、二、を除き、あまりよく判っていない。

就学前教育委員会の指導者アレクサンドル・ゼレーンコ（1871～1953）は、シャーツキーらと共に「夏季児童労働コロニヤ」の設置（1905年）やセツルメント運動に参加（1906～9年）した後、1911年からこの年にかけてモスクワのシャニャーフスキー人民大学において講座をもち、そこでアメリカ・ヨーロッパの新しい学校の概観、子どもの社会的教育（子どもサークル、クラブ）、学齢前児童のお話と本、等を講義していた進取の有能な教育学者であった⁹⁵⁾。

諸学校の管理統合委員会のクリュージェフ（1861～？）は国民学校視学官の出身で、サマーラ市会下の学校委員会・同県ゼムストヴォ監査委員会の各委員を経験し、第三国会に引き続き現に第四国会議員（オクチャブリスト）であった。たしかに、この委員会の予想される課題にふ

さわしい人物であった。

エス・スミルノーフは国語・国文学が専門のギムナジヤ教師で、彼も又、グレーヴィチの言葉によれば「経験ゆたかで権威ある教育学者」であった⁹⁶⁾。立場はカデットであった。

国家委員会の各専門委員会の指導理論家たちは、上のような数人を除いて、その多くは、BYC 指導部を兼ねるナロードニキ系の教育学者・社会活動家だったのである。

専門委員会の一つが当てがわれ、BYC 委員長のゾロタリョーフが担当した国民教育国家審議会 (Государственное совещание по народному образованию) の召集の問題とは何だったのか。

教育相マヌイロフはこの4～5月、初等・中等学校改革における主導権をとるべく「学校改革大会」の召集を計画していた。BYC 及び社会団体側はそれに対抗するために、5月17日の国民教育国家委員会の設置要求の提出以後、その「大会」に代わる機関の召集を企画した。それがこの国民教育国家審議会であった。審議会は、6月末に国家委員会の法的承認をめぐってマヌイロフとソヴェト・BYC 側が決裂して後は、その承認のためのソヴェト側の支持結集機構としての意味を帯びた。7月1日付『イズヴェスチヤ』紙掲載の全ロシア・ソヴェト大会決議は、国民教育国家審議会 (於ペトログラード、8月10～20日召集) のために全国の労働者・兵士・農民の諸ソヴェトに代表を派遣するよう呼びかけたのだった⁹⁷⁾。

しかしこの審議会は結局、開かれなかった。直接の理由は定かでない。恐らく、この代表派遣の呼びかけの後、当初予期しない国家の進路に関わる諸事件の継起する中で、各地の諸ソヴェトにとり、教育問題のみのために首都へ代表派遣することの相対的意義が低下したためであろう。もとより、7月24日の第二次連立政府の成立以後は、第四節に見たように、国民教育国家委員会の法制化の課題は後景にやられていたのであった。

さて、国民教育国家委員会の活動は各総会をもって区切られた。総会は、次の表のような日程で開催された。各総会の中の時期には専門委員会が活動していた。諸会議の定足数は4分の1であった。総じて、地方選出の委員の出席率は低いものだった。

国家委員会の議長である教育大臣、とりわけマヌイロフはこの委員会の会議に対して珍客であり、従ってかれの代理すなわち次官が議長をつとめる場合が多かった。教育省側は委員会側の代表の不在の時に法案を作成することを狙った。また、双方の同席する会議で、省の役人達から委員会の活動家に対して官僚主義であるとの非難が投げつけられ今度は、似たような非難が省のほうに向けられる。そんな場面も生れた⁹⁹⁾。

このような対立の結果が、6月末の、第三期総会におけるマヌイロフと国家委員会の決裂であった (第二節参照)。

そもそもこの国民教育国家委員会の自ら定めた任務は、委員会の活動の一般指針たる『国民教育改革問題の検討に際し国民教育国家委員会によって採用されるべき指導命題 Руководящие положения, принятые Государственным комитетом по народному образованию при разработке вопросов о реформе народного образования』の冒頭にいう、「憲法制定議会もしくは立法機関によって確立される迄の臨時の国民教育関連諸法の立案」であった¹⁰⁰⁾。そ

表-3 国民教育国家委員会の
総会開催日⁹⁸⁾

I	5月21—24日
II	6月4—10日
III	6月28—7月1日
IV	7月20—30日
V	8月3日. 臨時
VI	8月21—26日
VII	11月19日. 臨時

してこれは、さらに、イオルダンスキーによれば、以下の分野にわかれた。第一には「夏休み後半に施行される、地方の教育行政部門を組織する臨時規則の作成」という「もっとも急がれる仕事」であり、第二には「憲法制定議会において国民教育基本法が出来上る迄、すべての段階の学校の現場を秩序だてる臨時設置令の立案」であり、これらに伴う、「憲法制定議会のための立法活動資料の準備」であった¹⁰¹⁾。

上の指導命題においても、委員のイオルダンスキーにおいても、言わずもがなの理想の政治体制とされているのは、専制以後のブルジョア共和制であった。この点では臨時政府は矛盾を見出さなかったから、国民教育国家委員会に対して活動費として75万ルーブリを支出し、他方、諸会議には事務職員を派遣した¹⁰²⁾。

国民教育国家委員会はこうした任務と条件の下に活動したのである。

第三期総会つまり6月末までに、国家委員会は次のような決定を行い、このうち法案については臨時政府提出と承認を求めて、教育相マヌイロフに引渡した。すなわち――

- ① 国民学校視学官・学務主事の職制の廃止に関する臨時規則
- ② 学区の廃止に関する臨時規則
- ③ 県、郡及び市における学校管理並びに国民教育事業管理機関に関する臨時規則――この法案は、まず「現在教育省の所轄に置かれる初等学校、高等小学校、中等学校及びその他の学校の管理、並びに地方における国民教育事業の管理は、県並びに郡ゼムストヴォ及び市自治体に移される」と述べ、そのため「ゼムストヴォ制施行の県においては、郡並びに県ゼムストヴォ及び市臨時国民教育委員会を設置する」と規定した。
- ④ 新正字法の施行
- ⑤ 住民の憲法制定議会への準備教育のための国庫支出の必要に関する決議
- ⑥ 学校に教科書と用紙を供給する事業における危機の防止措置に関する指示
- ⑦ 住宅費・暖房費別の1200ルーブリの小学校教員の最低賃金の確立に関する立法の提案
- ⑧ 上級の諸学年で構成される男子・女子ギムナジア、中等諸学校、及び高等小学校、師範学校、教員セミナリヤにおける職員会議の構成員追加と選挙原理の導入に関する臨時規則

等である¹⁰³⁾。ここでは、まさしく、先に「もっとも急がれる仕事」に属するとされた、幾つかの臨時規則の作成が行われたのである。

しかしその結果は、新正字法の施行を除いてどれ一つとして政府に容れられなかった。その他の作品は、教育大臣は国家委員会の執行機関にはならぬと主張するカデット、マヌイロフによって政府に提出されず、教育大臣官房の文書庫に送られたのであった。

また、この後の、マヌイロフと異なる、オリデンブルグの好意的対応の下に作成された、国家委員会の7～8月の諸案も法として日の目を見なかった。これは第四節で述べたところである。

かくしてロシアの学校、なかんずく小学校は9月の新学年度を「旧来の学校法規の有効のままに、或はヨリ正しくは失効の下で、旧権力代表の健在のままに、また或る所ではその物理的不在の下で、地域における学校と学校運営の活潑・明朗な組織のうちに、或は又どこかでは奪取による組織や自己流の組織のうちに」迎えた、とイオルダンスキーは書いている¹⁰⁴⁾。

このように、BYC及び国民教育国家委員会の活動は、紙上の宣言に終わったといっても過言ではなかった。

そもそも、めざされた第一歩である国家委員会の法制的確立さえ未だ果していなかった。この9月に、臨時政府下で3人目の教育相サラースキン(Салазкин, С. С. 8月19日, 教育省長官, 就任。9月8日, 大臣昇格。エスエル)が再度国民教育国家委員会の法制化の問題を臨時政府の審議にかけるべく試みたが、これも不首尾に終わった¹⁰⁵⁾。

以上が、国民教育国家委員会をめぐる歴史的帰結であった。

全ロシア教員組合の指導部の中間派社会主義者あるいは小ブルジョア活動家は、二月革命後のロシアのブルジョア民主主義的教育改革の実施に際し、労働者・農民との統一した戦いではなくして、ブルジョアジーの政府との連合を選び、そしてこの路線をさらに進んだ。BYC 4月大会の決議にいう「教育省下の協議会の設置」の提案を上回る「国家委員会設置」の要求を、5月、教員組合の上から持ち込んだのが、すなわちそれであった。

結局は「事後承諾」で発足し、教育省とのきわめて曖昧な協調関係の下に活動を続けたこの国民教育国家委員会は、その組織手続きにおける弱点にもかかわらず、BYCの8月大会時に見たように、一定の教員大衆の期待を引き留めた。しかし、教育改革推進機関として強力な存在となることは出来なかった。この点は、「国家委員会の作業そのものが、地方の活動家との生きた、確固とした結びつきを持たないまま、幾分孤立した状況のうちに進められた」¹⁰⁶⁾と教育雑誌に書かれた事情と表裏一体であった。そしてこれらには、革命情勢の深化と、連立政府をめぐる協調派社会主義諸党の劣勢が併行していた。

カデットが座を占める政府教育省は、以上の事態を見抜いて、国民教育国家委員会に対する“強い”態度を取り続け、この協議機関を、教師や人民大衆を慰撫するための統治機構の一環として位置付けたのであった。

結 語

国家的規模の教育制度改革とりわけ初等教育改革に対し、見るべき成果をあげないまま1917年の秋を迎えた全ロシア教員組合の内部には矛盾が募っていた。

『プスコフ県教員報知 Вестник псковского учительства』の10月15日付第4号誌上には、BYCの8月大会を批判して、「沢山の(実に多過ぎる!)議論が行われた。しかし本当の現実を知る者なら誰れしも幾ばくかの失望と不満の念を抱かずにはいられない」と述べる記事が掲載された*。また、ポリシェヴィキ教師をはじめとする組合員たちは、プロレタリアートと農民の権力こそが人民の教育と生活の向上の条件を保障するものと決断して、臨時政府の打倒の闘いに加わっていた。

明らかに全ロシア教員組合の内部においても、BYC——国民教育国家委員会——連立臨時政府と連なるラインによる教育改革の実現という方針は、既に揺らいでいたのである。

しかし他方、国民教育国家委員会内部では、法案作成の作業が続いていた。この中で10月半ばから末にかけて、相次いで完成し、発表された法案が、「諸県の国民教育管理機関臨時設置令 Временное положение о заведывании делом народного образования в губерниях」案と、「統一・普通教育・公立学校臨時設置令 Временное положение о единой общеобразовательной общественной школе」案であった**。この2本の法案は、BYC 8月大会で表明された、一定

* А. Беляева. Борьба большевиков за коренное преобразование дела народного образования в России. “Народное образование”, 1957, № 11, стр. 12.

** В журн. “Новая школа”, 1918, № 9-10, стр. 520-525; НУ, 1918, № 1, стр. 7-15, и др.

の後退を含んだブルジョア民主主義の思想に基づきながらも、それなりに体系的な制度改革案であった。

これは、国民教育国家委員会に結集した活動家たちの思想と理論の到達点を示していた。国家委員会のこれらの文書は、十月革命による新しい労農権力の樹立の後、この新権力に反対する陣営の内ですべて一定の支持を保ちつづけてゆくのであった。

註

- 1) Н. Н. Иорданский. Государственный Комитет по народному образованию. “Народный учитель” (以後、本稿では НУ と略す), 1917, № 21-22/сентябрь/, стр. 6; К. Е. Бендриков. Вопросы народного образования при Временном правительстве. “Народное просвещение”, 1927, № 3, стр. 110.
- 2) Ф. Ф. Королев. Очерки по истории советской школы и педагогики (1917-1920 гг.). М., 1958, стр. 64. パーニナとオリデンブルグの党派について, W. G. Rosenberg. Liberals in the Russian Revolution: The Constitutional Democratic Party, 1917-1921. Princeton, 1974, p. 132 n. なお, カラリョーフが同書においてオリデンブルグの名・父称を С. О. と記し, シーキンンのそれを Н. Д. と記しているのは, 他の資料に照らしてみても, 明らかに誤り。
- 3) Иорданский, там же; Бендриков, там же.
- 4) 4月27日の ВУС 評議会報告. НУ, 1917, № 15-20/летний/, стр. 4.
- 5) НУ, № 5-20, стр. 5. 引用文中の [] 内は引用者による補足。本稿において以下同様。
- 6) 人名についてのみ, НУ, там же.
- 7) Бендриков. Указ. статья, там же, стр. 110; Королев. Указ. очерки, стр. 64.
- 8) “Бюллетень Государственного Комитета по народному образованию”, № 1, стр. 4 цит. по кн.: В. А. Зеленко. Практика внешкольного образования в России. 3-ье изд. М.-Пг., 1923, стр. 127.
- 9) НУ, № 15-20, стр. 5.
- 10) Там же.
- 11) Зеленко. Указ. соч., стр. 127.
- 12) Бендриков. Указ. статья, там же, № 5, стр. 110; Королев. Указ. очерки, стр. 64.
- 13) НУ, № 15-20, стр. 5; Бендриков, там же.
- 14) НУ, № 15-20, стр. 13.
- 15) Иорданский. Указ. статья, стр. 6; Зеленко. Указ. соч., стр. 127.
- 16) 法制審議会 юридическое совещание は, 高岡健次郎論文 (「ロシア臨時政府に関する一考察 (下)」, 『スラヴ研究』 № 17 (1973), 159-160 頁) に依れば, カデットの法学者を擁しており, ほぼ臨時政府の法律対策部門に相当した。
- 17) Королев. Указ. очерки, стр. 65. なお, ベーンドリコフ論文には「マヌイロフ案では〔国家委員会に〕加わるようになっていた全ロシア神の法教師連合 (5 名分のポストを要求した) や全ロシア父母委員会連合」との記述が見られるが, 筆者は, 資料的根拠を明記したカラリョーフ論文のほうをとった。См. Бендриков. Указ. статья, там же, № 5, стр. 112.
- 18) Зеленко. Указ. соч., стр. 127.
- 19) ソ連科学アカデミー歴史研究所編, 帯金豊訳『ロシア大十月革命史』, 1967 年, 恒文社, 99 頁。長尾久『ロシア十月革命の研究』, 1973 年, 社会思想社, 212-213 頁。
- 20) Газ. “Известия” от 27 июня 1917 г., стр. 4.
- 21) “Известия” от 1 июля 1917 г., стр. 5.
- 22) М. Т. Лихачёв. Буржуазная реформация управления народным образованием в России в предоктябрьский период (март-октябрь 1917 г.). “Советская педагогика”, 1975, № 7, стр. 105-106.
- 23) Л. М. Спирин. Классы и партии в гражданской войне в России. 1917-1920 гг. М., 1968, стр. 40-44; Rosenberg, op. cit., p. 121.

- 24) Rosenberg, op. cit., pp. 148-9.
- 25) Ibid., p. 199.
- 26) Иорданский. Указ. статья. стр. 6.
- 27) НУ, 1917, № 21-22, стр. 11.
- 28) Бендриков. Указ. статья, там же, № 3, стр. 110-112.
- 29) この大会は当初, 8月1~10日の開催予定だった。しかし, 本論文の後段にも触れる事情により, ВУС評議会は, 一旦は, 9月末への開催延期を決定し, このことが7月22日付新聞によっても報道された。だが7月31日までに上京してしまった多数の地方代表の懇請により, 第2回 ВУС大会の8月8~12日の正規開催が決定された。
- 30) НУ, 1917, № 23-24, стр. 14. なお, 比較のために, 第一次革命期の教員の組合運動の最盛期には, 小学校教師と教育活動家を中心とした全ロシア教員組合が12,250名の, 全ロシア中等学校教員組合が700名の組合員を各々擁していたことを引いておこう。Л. К. Ерман. Интеллигенция в первой русской революции. М., 1966, стр. 353; P. L. Alston. Education and the State in Tsarist Russia. Stanford, 1969, p. 193.
- 31) Ю. Оснос. Из послеоктябрьской истории интеллигенции. "Историк-марксист", 1940, № 8, стр. 30.
- 32) ここでは, ソ連邦において一般的概説書が挙げた, 1914-15年のすべてのタイプの普通教育学校(小学校・中学校)の教師数, 231,007名を念頭に置いている。(См. Е. Н. Медынский. Народное просвещение в СССР. М., 1952, стр. 23.) われわれは, 遺憾ながら, 現在のところ, 中等教育に関する統計を初等教育に関する程にも詳らかにしない。
- 33) Н. К. Крупская/1925/. Первый Всесоюзный Учительский съезд. Педагогические сочинения, т.2.М., 1958, стр. 205.
- 34) Крупская/1937/. В. И. Ленин и вопросы народного образования. Там же, стр. 689.
- 35) Крупская. Пед. соч., т.1.М., 1957, стр. 409-410.
- 36) Л. Р. Менжинская. Первые шаги Наркомпроса. "На путях к новой школе", 1927, № 10, стр. 28.
- 37) Оснос. Указ. статья, стр. 29.
- 38) См. НУ, 1917, № 29-30 /ноябрь/, стр. 10-13; № 31-32 /ноябрь/, стр. 14-17. 『人民教師』誌は, ВУСの公式機関誌『全ロシア教員組合通報』より26本に上る決議を転載している。
- 39) Распоряжение Временного правительства. "Об упразднении городских, уездных и губернских училищных советов." НУ, 1917, № 15-20, стр. 22. この命令は『人民教師』誌収録の資料に依れば5月3日付であるが, 単純な誤植をまます同誌の性格を考慮して, リハチョーフ論文の5月8日説に従った。См. Лихачев. Указ. статья, СП, 1975, № 7, стр. 103.
- 40) НУ, 1917, № 15-20, стр. 19-20. われわれがかつてその活動内容を紹介した「チェールデニ教員互助会」は, この日の郡大会において「チェールデニ教員組合」に改組された。
- 41) НУ, 1917, № 27-28 /ноябрь/, стр. 12-14. "Учительство о школьном управлении". この資料は,ブルジョアジーの団体, 全ロシア都市連合の発行の『教育学報知 Педагогические Известия』誌より転載された記事で, 5月から7月末にかけての全国の地方紙の記事の豊富な引用を特色とする。『人民教師』誌はこの転載資料に対し, 「学校管理の機構の問題に対する教員の……諸見解を描き出す最初の試み」とのコメントを付している。ここには統治に必要な情報の把握に際しての教員組合に対するブルジョアジーの優越が現われていると言えまいか。なお, ハバーロフスク市の「学校ソヴェト」には, 筆者の1978年論文によってその成立事情が知られている「ハバーロフスク教師協会」が代表を送っている。Петроград市ヴィボルグ区の事例についてはクルーブスカヤの論文「ヴィボルグ区参事会文化・教育部」(1917年10月発表)に依る。Крупская. Пед. соч., т.1, стр. 433 и след. 邦訳: 村山士郎訳編『国民教育と住民の参加』(1974年, 明治図書)所収。39頁以下。
- 42) НУ, 1917, № 27-28, стр. 13.
- 43) НУ, там же, стр. 12-13. カザン市では, どのレベルの決議であるのか不明であるが, 「教師たちは, 学校委員会には教員が全構成の50%以上入っていなければならない, 『そうでなければ〔如何なる決定を行なおうともわれわれはそれを〕委員会決定と見なすことは出来ない』(7月29日付『カームスカヤ・

ヴェーチュルナヤ・レーチ (カマ川畔の夕べの話題)』紙)と声明した。」といわれる。極めて強い調子である。

- 44) П. И. Кабанов. Страницы из жизни педагога-историка. “История СССР”, 1969, № 6, стр. 144. この回想記事の筆者 (当時ゼーヤ市の私立女子プロギムナジヤの歴史教師) は、4月4~8日の辺境区男女教員大会 (於ハバーロフスク) において、この学校協議会を構成する5人の教員代表の1人に選出された。「五人組」と呼ばれた彼らは臨時政府のコミサル (人物はエスエル) の下で1917年5月から9月まで活動したという。この筆者は更に「古い学校制度と学校内部生活に加えられた変化はわずかだった。わが『五人組』は、まあ、ひと口に言って、主任視学官の下にあった頃よりもっと大量の命令の書き散らしをやっていた。教科プランと教授要目は旧来のままだった。神の法と教会スラヴ語は、その授業が生徒にとり義務でないことが宣言されたにもかかわらず、従来どおりに教えられていた。教師の物的状態はますますひどくなっていった。」と回想記事にしている。
- 45) 例えば4月16日、主教管区事務所内で開かれたモスクワ県教区立学校教員大会 (ここには ВУС モスクワ・ビューローのイオルダンスキーも列席) は、組合結成と ВУС 加入を満場一致で採択した。この大会は議論の末、神の法教師 (=司祭) に対して決議権と投票権を与えた。この事から判断すれば司祭も又 ВУС 組合員となった可能性がある。この大会は、教区立学校の教育省移管と教員給与・学校維持費の国庫支出 [従来は教会・修道院などの支出]、定員外教師の定員化、教区立学校監督司祭制度の廃止、主教管区学校協議会の構成改革 (教員代表の各郡1名宛、モスクワ市3名の加入、市自治会代表、市コミサル、労働者ソヴェト、農民同盟の各代表の招致) などを決議した。НУ, 1917, № 15-20, стр. 20-21.
- 46) НУ, 1917, № 23-24, стр. 13. この大会資料は『全ロシア教員組合通報』からの抜萃転載。
- 47) Там же.
- 48) Там же, стр. 13-14; № 29-30, стр. 10. 決議文の(1), (2)項における下線部分は『人民教師』誌によるイタリック体の個所。(3)項のそれは引用者による。
- 49) 地方の学校管理機構の新しい民主的な構成における教員代表と住民代表の比率如何は、この期の教育改革問題の一つのポイントであることは既に明らかになったが、これに関する要求は、先に本文の中で検討したところの5月以降の各地の教育委員会改革の試みに先立つものであった。例えば4月10~13日のベッサラビヤ小学校教員全県大会は、決議の中で「ベッサラビヤにおける国民教育事業はすべて、等しい数の教員と住民代表で構成される特別の学校委員会に移管されなければならない」という原則を打ち出していた (Т. А. Крачун. Очерки по истории развития школы и педагогической мысли в Молдавии. Кишинев, 1969, стр. 189, 191.)。
- 50) НУ, 1917, № 23-24, стр. 15; № 29-30, стр. 11.
- 51) Там же.
- 52) Н. К. Крупская. Школьная муниципальная программа. Пед. соч., т.1, стр. 414-415. 邦訳: 矢川徳光訳『社会主義と教育学』(1972年, 明治図書)所収。21-22頁。クループスカヤの提案のうち学校委員会の構成に関する彼女の言及は、「そこ [学校委員会] に入らなければならないのは、一方では、教員組合によって選出される教育家=専門家たちであり、他方では、住民の中から選挙されたそれと同数の者 (соответствующее число) である。」という個所である。因みに矢川氏は上のロシア文を「適当数のもの」と訳している。これは、語義の一定の幅のため、誤訳とされるには当たらないが、こうした委員会をめぐる1917年の問題状況、並びにクループスカヤの文脈から、その個所は「同数」と解されるべきである。
- 53) Н. Попова. Задачи и организация Всероссийского Учительского Союза. НУ, 1917, № 10 /март/, стр. 4-5. 訳文中“労働者の組合”の個所の原文は союз рабочих. また、ボポーワの人となりについては、この論文の他に、当時はモスクワの私立女子ギムナジヤの私講師であるブロンスキーの回想録 (1930年代の執筆) に依った。П. П. Блонский. Мои воспоминания. М., 1971, стр. 141-142.
- 54) 具体例としてモスクワの中学教師たちの「学校自治」理解をヴィヴィッドに示す一場面をブロンスキーの回想録より引いておこう。「組合の或る集会を思い出す。夜だ。私は壇壇の上。職員会議に父母を参加させる必要があることを述べると、ビュービューという口笛や、シッシシという嘲笑が聞こえてくる。日頃はきわめて従順な人々、女教師、生徒監 (女子ギムナジヤの) たちが怒りでひきつった顔をして、ビュービュー、シッシシというのである。私のほうは、異常なほど興奮した一人の男の教師が壇壇

にかけ上ったため、たまらずそこを下りた。嵐のような拍手の中でこの教師はわめき出した。私は、もし“市電の女車掌か誰か”が職員会議で自分たち、教育者と並んで座るようなことになるのなら、私に対する侮辱だと思うだろう、と。」Блонский. Указ. соч., стр. 137.

- 55) 参照, Великая Октябрьская социалистическая Революция. Документы и материалы. Революционное движение в России в мае-июне 1917 г. Июньская демонстрация. М., 1959, стр. 413-414. Док. № 359; Великая...Документы и...Революционное движение в России в июле 1917 г. Июльский кризис. М., 1959, стр. 427-473. Док. № 418. 長尾久, 前掲書, 241-2, 274-5 頁。トロツキー (Л. Д. Троцкий) 『ロシア革命史』(1930 年), 角川文庫 (改訂版, 1972 年) 第 1 巻, 524-6, 528 頁。
- 56) В. И. Ленин. ПСС, т. 34, стр. 109. 邦訳全集第 25 巻, 300 頁。
- 57) Rosenberg, op. cit., p. 165.
- 58) Ibid., pp. 186-7.
- 59) К. В. Гусев. Партия эсеров: от мелкобуржуазного революционаризма к контрреволюции. /Исторический очерк/. М., 1975, стр. 124, 128.
- 60) Блонский. Указ. соч., стр. 141-142.
- 61) Ленин. ПСС, т. 34, стр. 145. 邦訳全集第 25 巻, 342 頁。
- 62) Rosenberg, op. cit., p. 274; Гусев. Указ. соч., стр. 127-128.
- 63) НУ, 1917, № 23-24, стр. 16.
- 64) НУ, № 15-20, стр. 3,4.
- 65) Ю. А. Тиличев. Единый фронт учительства в борьбе за единую школу и сепаратизм в среде учительских организаций. Журн. “Новая школа”, М., 1918, № 5-6 /февраль/, стр. 311. 8 月大会における規約改正に関して, 文献的には現在のところ, この論文に依る他ない。この論文の筆者は, もっぱら中等学校活動者組合の側に立って, ВУСの接近を歓迎し, 他方, 「住民の非文化性」及び「中等教育の必要性への自覚のなさ」に対して非難を向けるなど, この頃のカデットの立場を示している。また, この雑誌『ノーヴァヤ・Школа』について, Бронスキーは, 「事実上この組合 [中等学校活動者組合] の思想の受け売り誌だった」と記している。Блонский. Указ. соч., стр. 143.
- 66) Тиличев. Указ. статья, стр. 311.
- 67) しかし, この ВУС が学校教師たちの労働組合となる可能性を依然として保持したことも又, 確認されなければならない。8 月大会が採択した決議の一つ, 「教員の物的状態に関する」決議において, 控え目な表現ながら, 労働者階級の経験に学んだことをうかがわせる, 以下のような方針が掲げられたのであった。
 「3) 大会は県・郡・市の組合機関に対し, 教員の基準的労働条件 нормальные условия учительского труда (労働日の長さ, 支払基準, 労働の衛生条件, 等) の検討のための特別委員会 особая комиссия を設置することを提起する。
 4) 地域最低生活費 местный прожиточный минимум を確定するため, 大会は市・郡・県の組合機関に対し, パリティー原則に基づいて組合代表と地方自治体代表 [=雇用者側に相当] とから成る特別協議会 особое совещание を結成するため努力することを勧告する。」
 НУ, 1917, № 29-30, стр. 12.
- 68) Тиличев. Указ. статья, стр. 311.
- 69) НУ, № 13-14, стр. 6.
- 70) НУ, № 23-24, стр. 14-15; № 29-30, стр. 9.
- 71) “Новая школа”, 1918, № 5-6, стр. 263, 267, 310-313; Блонский. Указ. соч., стр. 134-136, 143.
- 72) 長尾 久, 前掲書, 297 頁。
- 73) 同上, 298 頁。高岡健次郎, 前掲論文 (中), 『スラヴ研究』 № 14 (1970 年), 51 頁。
- 74) Указ. “Бюллетень Государственного Комитета...”, № 1, стр. 14 цит. по кн. Зеленко.
- 75) “Журнал Министерства народного просвещения”, 1917, № 6, отд. 1, стр. 37; № 10, отд. 1, стр. 51, 52; Rosenberg, op. cit., p. 132 n.; Fitzpatrick, op. cit., p. 331 n. なお, ВУС の評議員候補エス・スミルノフの教育次官在任 (第三節末を参照) 期間は 1917 年 8 月末から十月革命時の臨時

政府倒壊までの間のことであった。根拠は、教育省人事に関する臨時政府命令を3月より8月下旬の分までカバーする上掲資料(『教育省雑誌』)においてはスミルノーフの発令について見出せないが、他方、グレーヴィチが1918年初めの論文の中でスミルノーフを「最近まで次官という教育大臣の下の一要職に在った……教育家」と形容していることである。Я. Я. Гуревич. Проект Государственного комитета по народному образованию о единой школе и его критик—по поводу статьи С. Г. Смирнова—. “Новая школа”, 1918, № 5-6, стр. 263. なお、1940年にソ連邦の歴史家は、姓のみを挙げて、スミルノーフ、ヴァシレーンコ、フレエロフ、Флеровの3名のВУС「幹部」は教育次官の地位に就いたと述べている。Оснос. Указ. статья, стр. 30.

76) Зеленко. Указ. соч., стр. 128-133.

77) R. P. Browder and A. F. Kerensky (ed.). The Russian Provisional Government. 1917. Documents. Vol. II, 1961, Stanford, Doc. No. 685, p. 787. モスクワ発行カデット紙『ルースキエ・ヴェードモスチ』1917年8月2日付第175号, 3頁。

78) Ibid.

79) Иорданский. Указ. статья, стр. 7. 文中の〔 〕内と……の箇所は引用者。

80) НУ, 1917, № 25-26, стр. 11, 14-16; № 27-28, стр. 5-6; Ф. Ф. Королев. Февральская революция и народное образование. “Советская педагогика”, 1952, № 2, стр. 65.

81) НУ, 1917, № 23-24, стр. 5. なお、この記事中には「交渉」の日時や相手の大臣名は明記されないが、記事内容全体からこのように判断される。

82) Там же, № 13-14, стр. 5.

83) Там же, № 25-26, стр. 14.

84) Там же, № 23-24, стр. 6.

85) Иорданский. Указ. статья, стр. 6.

86) 1917年4月6~22日にペトログラードで「鉄道員組合創立・全ロシア鉄道勤務員・労働者協議会」が開かれている。その参加代表全体の4分の3は管理部門、事務部門の勤務員(一般事務、会計係、電報手など)で、4分の1が労働者 *рабочие* であった。代表者は概して無党派の者が選出されて来ていたが、この協議会全体の主導的立場を占めたのは、第一次革命期の鉄道員組合のエスエルの指導者であった。こうして全ロシア鉄道員組合の指導部は基本的にエスエルが握るのである。См.: И. М. Пушкарёва. Железнодорожники России в буржуазно-демократических революциях. М., 1975, стр. 70-71, 344-349. この再建過程は、ВУСのそれとの若干の類似点を有するであろう。

なお、⑬と⑭の新手の二つの連合については現在詳らかにしないが、共に、国民教育活動家という、人民の側に立とうとする者の当時の幾分党派性を帯びた呼称からすれば、教育行政分野の自治体職員から成るエスエル、メンシェヴィキー支持の団体であると思われる。

87) Бендриков. Указ. статья, № 5, стр. 112.

88) Иорданский. Указ. статья, стр. 6.

89) Бендриков. Указ. статья, № 5, стр. 112. 国民教育国家委員会に対するこの当時のポリシェヴィキーの態度については現在のところ不明である。ルナチャールスキー自身はのちに回想記事の中で彼は「レニングラード〔ペトログラード〕の労働組合から派遣された」委員だったと記している。А. В. Луначарский. Как мы заняли министерство народного просвещения. “Народное просвещение”, 1927, № 10, стр. 124.

90) Иорданский. Указ. статья, стр. 6.

91) Бендриков. Указ. статья, № 5, стр. 111. なお、Лихачев. Указ. статья, стр. 105は、委員会の構成として、総会 пленум, 執行委員会, 執行委員会事務局, бюроの存在を言い、一連の委員会の名をあげている。リハチューフとベンドリコフの間の相違は、依拠した資料の違いか或はベンドリコフによる彼なりの簡略化によるものであろう。本稿では、役職名と共に活動家名を列挙したベンドリコフに依拠する。

92) この点については、国家委員会の結成の意図に対する否定的態度をも含んだ、次のようなドキュメントがある。「全ロシア高等小学校教員大会〔7月25~31日。モスクワに於る〕」は声明する。委員会の当初の結成の大義 *принципы* と構成員の補充方法は、大会〔この教員大会〕にとって余り明瞭ではなく、

- 委員会の誕生の瞬間にも、又その後の活動期間中にも、公共性 *общественность* の原則が十分に全うされていないのではないかという臆説の存在をゆるすものである、と。」ЦГАОР, ф. 476, оп. 1, ед. хр. 26, л. 5 цит. по кн.: Королев. Указ. очерки, стр. 70.
- 93) Бендриков. Указ. статья, № 5, стр. 111-112.
- 94) Х. С. Замский. История олигофренопедагогики. М., 1974, стр. 276. 邦訳: 茂木俊彦他『精神薄弱教育史』(1975年。ミネルヴァ書房), 373頁。
- 95) Педагогическая энциклопедия, т. 2, столб. 110.
- 96) Гуревич. Указ. статья, стр. 263.
- 97) НУ, 1917, № 15-20, стр. 13; Газ. "Известия" от 1 июля 1917 г., стр. 5; Н. А. Желваков (сост.). Хрестоматия по истории педагогики, т. 4, ч. 2. М., 1936, стр. 515 примеч. この審議会の召集を優先させて ВУС 評議会は7月半ば, 8月1日開会予定の ВУС 大会の9月末への延期を決定したのであった(註(29)参照)。
- 98) НУ, №15-20, стр. 13; Бендриков. Указ. статья, № 5, стр. 112.
このうち8月3日の臨時総会は, 上京してきた教師を含む, ВУС 8月大会の参加者が多数傍聴した(第三節を参照)。或は国家委員会の活動を公開するために, この日, 総会を開いたのかも知れない。
なお, カラリョーフは6月4~10日の会議をもって第一期としているが, ここでは, 『人民教師』誌上に見られる当時の数え方に従った。また, カラリョーフは「10月初め」にも総会が開かれたことを示している。См.: Королев. Указ. очерки, стр. 67, 68.
- 99) Лихачев. Указ. статья, стр. 105-106; НУ, 1917, № 15-20, стр. 13.
- 100) НУ, там же; № 23-24, стр. 3; Бендриков. Указ. статья, № 5, стр. 113.
- 101) Иорданский. Указ. статья, стр. 7.
- 102) См.: Бендриков. Указ. статья, № 5, стр. 112; Желваков. Указ. хрестоматия, стр. 515.
- 103) НУ, 1917, № 15-20, стр. 13; № 21-22, стр. 7-9; № 27-28, стр. 3-5; Королев. Указ. очерки, стр. 67.
- 104) Иорданский. Указ. статья, стр. 7.
- 105) Королев. Указ. очерки, стр. 65.
- 106) О. Смирнов. Истекший год в жизни народной школы. НУ, 1918, № 1, стр. 5.
- 補註 1) 『世界教育史大系 16 ロシア・ソビエト教育史 II』(1977年, 講談社)中の拙稿, 第8章第2~3節, ならびに『北海道大学教育学部紀要』第31号(1978年)所収の「大十月社会主義革命前夜の全ロシア教員組合運動史」を参照されたい。
- 2) これは1905年に結成された自由主義的団体である。

追記

本稿は, 筆者の「北海道大学審査学位論文」(昭和54年12月): 『十月革命前夜のロシアにおける教員組合運動』中の第IV章を同名で独立論文としたものである。

この紀要に掲載するに際しては, 必要最小限の字句上の改良と補註を施した。

(1980年4月30日)